

官報

号外
令和二年三月六日

○第二百一回 参議院会議録第六号

令和二年三月六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

令和二年三月六日

午前十時 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、元内閣総理大臣中曽根康弘君逝去につき哀悼の件
以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

元内閣総理大臣中曽根康弘さんは、昨年十一月二十九日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって元内閣総理大臣中曽根康弘さんに対し弔詞をささげることになつたものと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

(総員起立)

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 元内閣総理大臣中曽根康弘君逝去につき哀悼の件 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

参議院は 五十有余年の永きにわたり 衆議院議員として わが国 民主政治発展のため力を尽くされました 元内閣総理大臣第一位大勲位中曽根康弘君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

○議長(山東昭子君) 日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。麻生太郎財務大臣。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

本法律案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うものであります。

以下、その大要を御説明申し上げます。

第一に、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金の引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し等を行うことといたしております。

第二に、経済社会の構造変化を踏まえ、未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、NISA制度の見直し等を行うことといたしております。

このほか、消費税の申告期限を延長する特例の創設等を行うとともに、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うことといたしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げさせていただきます。次第であります。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。長峯誠さん。

(長峯誠君登壇、拍手)

○長峯誠君 自由民主党の長峯誠です。

まず、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎などにより亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

この新型コロナウイルスについては、急速な拡大に進むか、収束できるのかの瀬戸際となるといふ先日、二十四日の専門家会議の見解を受けて、翌二十五日、政府において基本方針が決定されました。その直後の二十七日には、子供たちの集団感染、さらには子供たちから家庭への感染を防ぐために一斉休校の要請がなされました。そして、昨日も新たな対策が公表されました。感染の流行を抑制し、国民の健康被害を最低限に抑えるための重要な時期だけに、必要に応じあらゆる手を尽くすべきです。

また、学校休業に伴い、関係する皆様にお掛けする負担、特に保護者の方々の休職に伴う所得の減少への手当て、そして、観光客の減少、サブライチエーションの混乱などにより影響を受けている地域経済への支援、とりわけ中小・小規模事業者への更に強力な資金繰り対策などを講じていただかなければなりません。

政府には、引き続き、感染状況に応じた適切な対応をちゅうちょなく打っていただき、新型コロナウイルスの封じ込めと経済へのダメージの可能な限りの軽減を図って、国民の皆様への不安を払拭していただきたいと思います。

それでは、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

国の財政運営を考えるに当たっては、お金の出口に当たる予算とともに、入口に当たる税制についても、経済の再生、そして財政の健全化を考えなければなりません。

令和二年度予算案では、歳出改革を続けつつ、経済を切れ目なく下支えする施策が盛り込まれています。一方、今回の所得税法等改正案には、経済再生と財政健全化のためにどのような考え方が貫かれているのでしょうか。安倍総理にお伺いいたします。

次に、未婚の一人親に対する税制上の措置について伺います。

これまで、未婚の一人親の場合は、寡婦控除の要件に該当しないために、同じ一人親世帯で同じ所得であっても、婚姻歴のあるなしで所得控除額に差がありました。また、所得制限額にも男女間で差がありました。さらに、子育てや福祉などのサービスでも寡婦控除の適用の有無で利用料に差が出るがありました。

そこで、昨年末、与党内で、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者については、同一の一人親控除の適用や男女差の解消を行うことで合意し、実現に至りましたが、この未婚の一人親に対する税制上の措置の見直しの意義がどこにあるのか、麻生財務大臣にお尋ねします。

続いて、NISA制度の見直しについて伺います。人生百年時代と言われる中、老後生活の土台となる公的年金の上に、高齢者の就労拡大や多様化する老後のライフスタイルに柔軟に対応できる仕組みが必要です。そのため、今回のNISA制度の見直しでは、

つみたてNISAについて、口座開設期間が五年延長されます。また、一般NISAも、令和六年以降、つみたてNISAと同様、長期・積立・分散投資に資する投資信託を対象とした最大年二十万円の積立枠と、株式投資が可能な最大年二万円の成長枠をつくる二階建ての新NISAに移行された上で、実質的に五年延長されます。

そこで、今回のNISA制度の改正は、人生百年時代においてどのような役割を果たすものとお考えでしょうか。財務大臣にお伺いいたします。次に、オープンイノベーション促進税制について伺います。

IoTや人工知能が中心となる第四次産業革命では、競争優位性を確保するための技術開発等に加えて、社外のベンチャー企業とともに新たな価値を創造していくオープンイノベーションが不可欠です。

いわゆるGAFFAは、先進技術の開発や革新的な発想を持つベンチャー企業への資金提供や買収により、新たな収益源を育てて事業を拡大しています。ベンチャー企業も、大企業からの資金支援により、新技術の製品化などが可能となるというメリットがあります。日本にも画期的なアイデアを持ち、技術力も優れたベンチャー企業は数多くあります。同時に、ベンチャー企業への投資は、企業の五百兆円近い内部留保の一部である現金や預金を生きた投資へ回すことにもなります。

そこで、企業の投資マインドを喚起させるとともに、革新性の高いベンチャー企業との連携を促進させていく税制上の工夫がオープンイノベーション促進税制であると理解していますが、財務大臣に、この税制の趣旨と期待する成果についてお伺いいたします。

次に、5G導入促進税制について伺います。

異次元の高速通信スピード、さらにタイムラグが極めて少なく、同時にたくさんの端末と接続できるという特徴がある5Gは、医療診断や介護口

ボット、自動運転などが社会の隅々まで普及するソサエティー五・〇を支える基盤です。製造業等の産業分野だけでなく、人口減少に直面する地方もその発展に大いに期待しています。

しかし、もし、5Gネットワークの整備に手間取り、自動運転車など5Gと密接に結びつく製品の開発や社会への普及が遅れば、日本の産業力も一気に低下しかねず、また、地方創生の歩みも進みません。残念ながら、日本ではまだ5Gの商用サービスは準備中であり、このままでは既にサービス提供をしている中国に後れを取ってしまうかれません。

そこで、5Gの展開については、単なる携帯電話網の整備促進ではなく、世界がしのぎを削る中、官民挙げて進めていくべきだと考えますが、5G整備のための減税の趣旨と施策の内容について、財務大臣に伺います。

最後に、研究開発税制等の適用要件の見直し等について伺います。

大企業向けの研究開発税制等の適用要件のうち、国内設備投資額が当期の減価償却費の割から三割に引き上げられます。また、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度、いわゆる所得拡大促進税制では、これまで国内設備投資額が当期償却費総額の九〇％以上という要件が九五％以上とされます。

この見直しには、研究開発や給与等の引上げ、設備投資の拡大といった好循環を更に大きくしていくという趣旨があるものと理解していますが、これまでの制度と比較して、どのように設備投資の上積みが図られるものと期待しているのかという点について財務大臣にお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 長峯誠議員にお答えをいたします。

令和二年度税制改正法案についてお尋ねがあり

ました。

令和二年度税制改正法案におきましては、持続的な経済成長の実現に向け、しっかりと財源を確保しつつ、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や5G導入促進税制の創設などを行うこととしています。

引き続き、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、デフレ脱却と経済再生を確かなものとすると同時に、歳出と歳入両面の改革を続け、財政健全化を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 長峯議員から、未婚の一人親に対する税制の改正内容、NISA制度、オープンイノベーション税制、5G導入促進税制、研究開発税制等の適用案件の見直しについて、計五問お尋ねがあつております。

まず、未婚の一人親に対する税制についてお尋ねがありました。

未婚の一人親に対する税制上の対応につきましては、これまで家族親や子供の貧困への対応といった様々な議論があつたところであります。今般の改正は、子供の生まれた環境にかかわらず、全ての一人親に対して公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴のありなしによる不公平、男性の一人親と女性の一人親の間の不公平とを同時に解消し、同一の一人親控除を適用することとしたしております。

税制改正法案の早期成立を実現し、着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、NISA制度の改正についてのお尋ねがありました。

今般のNISA制度の改正は、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生百年時代にあふらしい家計の安定的な資産形成を支援していくという観点から行うものであります。

具体的には、つみたてNISAにつきましては、制度期間を二〇三七年から二〇四二年まで五年延長、一般NISAにつきましては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から制度を見直した上で、二〇二四年から五年間の制度として措置することとしたしております。これらの改正を通じて、少額から積立・分散投資を更に促進してまいりたいものだと考えております。

次に、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設についてお尋ねがありました。

事業会社が新たな分野に投資するなど、閉鎖的な自前主義からの発想の転換を図り自ら事業革新を進めるため、オープンイノベーションにつながる出資を促すことは極めて重要だと考えております。税制面でもこれらを促すため、イノベーションの担い手となるベンチャー企業に対する一定の出資に対し所得控除を認める措置を設けることとしたしております。

今般の改正により、企業の前向きな投資が促進され、企業の生産性向上につながるいわゆる事業革新が広がっていくことを期待しているところであります。

次に、5G導入促進税制についてお尋ねがありました。

5Gは、ソサエティー五・〇の実現に不可欠な社会基盤であります。そのため、安全性、信頼性、供給安定性、オープン性等が確保されたシステムが構築される必要があります。

こうした認識の下、さきに国会提出した新法の枠組みの下、5Gを早期に国民に普及させるという観点から、超高速・大容量通信等を実現する全国基地区域の整備を支援するとともに、地域活性化や地域の課題解決を促進する観点から、地域の企業等が自ら構築するローカル5Gの整備を支援することとしたしております。具体的には、5G設備に係る一定の投資に対し、期間を限定し

た上で税額控除などを認める措置を設けることといたしております。

これにより、安全性、信頼性、供給安定性、オープン性が保証された5Gシステムの構築及び早期の普及が図られるものと考えておるところです。

最後に、研究開発税制等の適用案件の見直し等についてのお尋ねがありました。

企業収益が高水準で推移する中、果敢な経営判断を促し、企業が設備投資や賃金引上げ等に積極的に取り組むことが重要であります。こうした観点から、今般の令和二年度税制改正において、委員御指摘のありましたとおり、研究開発税制等租税特別措置の適用要件や賃金引上げ及び投資の促進に係る税制等について、設備投資要件を厳格化することといたしております。

今般の改正により、企業の経営者の攻めの経営に向けた意識改革がなされ、これまで以上に企業が設備投資等に積極的に取り組み、経済の好循環が実現されることを強く期待をしております。
(拍手)

○議長(山東昭子君) 宮沢由佳さん。

(宮沢由佳君登壇、拍手)

○宮沢由佳君 立憲・国民・新緑風会・社民の宮沢由佳です。

私は、共同会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、感染され療養されておられる方々にお見舞いを申し上げます。

また、感染拡大防止や感染者の治療のために日夜御尽力されておられる全ての方々に心より感謝と敬意を表します。

さらに、子供を預かっていただいている各家

庭、保育所や学童保育所、並びに高齢者施設においてウイルス感染症予防のために最大限の注意を払っていただいていることにも心より感謝と敬意を表します。

改正案の各論に入る前に、税の使い道に関連して、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

来週にも新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急対策が発表されると伺っていますが、総理がおっしゃるように二千七百億円超の今年度の予備費活用だけで済むのでしょうか。韓国では一兆円超規模の補正予算を組むとの報道もあります。感染症対策や日本経済への影響などをどのように見込んでいるのでしょうか。甘い見通しではありませんか。総理の見解を伺います。

先日、このような現状でカジノをつくる準備をしている場合なのか、カジノの予算があつたら、そのお金を新型コロナウイルス対策に使つたらどうだとの御意見をいただきました。私から、立憲民主党など野党共同会派と日本共産党は、新型コロナウイルス感染症対策としてそのようにできるよう衆議院でお願いしましたが、与党ほかの反対でできなかったとお答えしました。総理、この意見はもつともだと思われませんか。御見解をお答えください。

カジノに関して、安倍内閣が適正に税金を使えるのか疑念を生じる報道がございました。看過できない記事です。

萩生田大臣、あなたは、カジノから途中撤退した自治体に訴訟リスクがあるなど、カジノ擁護とも思われる趣旨の発言を多くされています。どうしてもカジノをつくりたい萩生田大臣に伺います。

IR法成立後、海外でカジノ事業関係者とお会いされたり会話をされた事実がありますか。事実なら、以下、お答えください。

そのとき、誰と話されましたか。目的は何です

か。宿泊したホテルにカジノはありましたか。旅行の費用、飲食、ホテルまでの往復や現地での移動費その他の費用は誰が支払つたのですか。お答えください。大臣自身が支払つたのなら、総理のまねをせずに、正々堂々、領収書を是非公開してください。大臣の御答弁をお願いします。

政府は、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援を公表しました。子供の面倒を見るために親が仕事を休んだ場合など、令和二年二月十七日から三月三十一日の間において、日額上限八千三百三十円の助成を企業に行うものです。

まず、この助成措置によって、総額幾らの財源が必要になると見込んでいるのでしょうか。一般会計及び労働保険特会に関して、それぞれ見込み総額をお答えください。また、その財源はどこから調達するのでしょうか。総理、お答えください。

次に、この助成に関して対象となる子供について総理に伺います。

なぜ特定支援学校を除いた中学生以上を除外しているのでしょうか。中学生以上だからといって、風邪症状を呈している新型コロナウイルスに感染したかもしれない子供を残して仕事に出る親の気持ちを想像してみてください。余りにも親の気持ちなをないがしろにした冷たい政策です。中学生以上も対象となる子供に加えてください。

また、幼児保育教育無償化の適用外施設に通う子供は対象となる子供ですか。お答えください。

この助成によって対象となる全ての親の賃金が補償されるのでしょうか。日額上限八千三百三十円を超える賃金の場合、差額は事業者負担になると聞いています。そうであれば、事業者がこの助成の利用に消極的になる場合も考えられます。この場合、助成の対象者であるにもかかわらず、賃金補償が受けられないという事態が生じかねません。この助成の利用を促進するために政府はどのように取り組みますか。総理、お答えください。

自営業やフリーランスの親は、今回の助成の対象ではなく、貸付けを行うと伺いました。貸付けは、お金を返さなければなりません。なぜ親の職業で、一方は賃金補償される親、他方はお金を返却しなければならない親と、収入補償で差を設けるのでしょうか。理由は何でしょうか。お子さんを持つ親の気持ちは仕事で変わるわけがありません。総理、お答えください。

次に、中小企業・小規模事業者への支援について伺います。

雇用調整助成金を最大限活用することはもちろんですが、政府の要請に従った場合のキャンセル料や営業損などに関しても、全額は無理かもしれませんが、何らかの補償をすべきと思いますが、経済産業大臣、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

学校の一斉休校要請の影響で、給食に使われるはずの野菜や牛乳が余っていると伺いました。生産農家の皆さんの不安を一日も早く払拭していただきたいと思います。政府の対応について農林水産大臣に伺います。

あわせて、感染症に関して、外国産野菜の輸入等の影響も含め、農産物の輸出入に関する対応策について大臣に具体的に伺います。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、国民の不安に付け込んだ詐欺や詐欺まがい行為、品薄の物品を転売目的で買い占める行為、国民を混乱に陥れる目的を持って根拠の全くないデマを流布する行為など、絶対に許すことのできない行為が現に行われているか、行われる可能性がります。政府として、このような行為にどのように対処するのか、また、このような行為を防止するために何を行うのか。総理、御答弁ください。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの開催に関して伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、東京オリンピック・パラリンピックが予定どおり開催さ

れるのか不安に思っておられる方も多いと思います。税金などを財源とした開催費用なども多額に及んでいます。開催が予定どおりの場合、又は延期される場合、中止の場合など、政府は経済へ与える影響などをそれぞれ検討しているのでしょうか。総理の答弁を求めます。

それでは、所得税法等の一部を改正する法律案の各論について伺ってまいります。

まず、個人所得税に関して財務大臣に伺います。

今回、未婚の一人親について、従来の寡婦控除と同等の負担軽減措置が導入されていることは一歩前進だと思います。しかし、扶養する子供の人数を控除額に反映しないのはなぜでしょうか。財務大臣は、衆議院本会議において、扶養控除や児童手当についても言及されながら、子を扶養する方自身に生ずる追加的経費への配慮として設けるものでありますと答弁されています。扶養する者自身に生ずる追加的経費は扶養する子供の数によって違うと思います。なぜ子供の数を考慮しないのですか。大臣の御答弁では、扶養控除や児童手当の制度趣旨が違うので理由にならないと思うのですが、財務大臣、お答えください。

次に、NISA改正について伺います。

今回、二階建ての新NISAを創設して、積立部分を一階とし、従来の一般NISAを二階として、積立・分散投資を促進するとしています。また、従来のつみたてNISAの期間を更に五年延長しています。経済社会の構造変化を踏まえた措置とのことですが、背景に若者の利用を促進する狙いがあると伺っています。

仮に、つみたてNISAを利用した場合、非課税期間二十年で年上限四十万円までのことですが、二十年掛ける四十万円で八百万円です。金融庁が報告し撤回した二千万円までに届きません。これからの若い世代は老後にもっと個人貯蓄が必要との声もあります。

財務大臣、つみたてNISAを利用しても、不足分一千二百万円です。国民、そしてこれからNISAを利用する若者は、一千二百万円、不足分をどうしたらよいのですか。お答えください。

法人課税、新たに創設されるオーブンイノベーション促進税制について伺います。

この税制ですが、ベンチャーに投資したら株式の取得価額の二五％を所得控除するものです。通常、利益が出たら減税措置がとられる手順だと思いますが、この税制は投資したらすぐに減税となり、かなり特殊な制度です。なぜこのような特殊な減税制度にしたのですか。ベンチャーに多額を投資して多額の減税の恩恵を受けることができるのは大企業だけじゃないでしょうか。

ベンチャー育成には反対しませんが、国民には消費税率引上げをお願いしておいて、大企業への優遇税制を更に導入をするのはいかがなものでしょうか。財務大臣、御答弁をお願いします。

今、更にと申し上げたのは、金融所得の多くが分離課税の対象になったままであり、政府は富裕層優遇税制を全く是正していないからです。政府は、金融所得の税率を一〇から二〇％にしたとアリバイづくりをしていますか、金融資産の多い富裕層ほど所得税の実質負担が少ないという逆進性は全く改善されていません。

税の再分配機能強化を図るためにも、金融所得の総合課税化や税率引上げなどを導入すべきと考えますが、財務大臣より政府の見解を求めます。

次に、子育て支援税制について伺います。

今回、認可外保育施設の乳幼児五人以下の施設とベビーシッター利用料に関して消費税を非課税にする措置が盛り込まれています。

もう一歩前進、もう一歩進めて、やむを得ず公費の支援のない認可外保育施設やベビーシッターなどを利用する場合、費用の一部を控除対象とすべきだと思いますが、なぜ消費税を非課税にして控除を認めないのでしょうか。財務大臣の答

弁を求めます。

消費税について伺います。

軽減税率について、キャッシュレスポイント還元制度と相まって現場は大変混乱しています。軽減税率が消費税の逆進性対策に全く意味がないことは、現状を鑑みると明白です。軽減税率制度について、早期に抜本的見直しを行うつもりはありますか。財務大臣の御答弁を求めます。

逆進性対策として、軽減税率の代わりに給付付き税額控除を検討してはいかがでしょうか。併せて財務大臣に伺います。

二〇二三年十月に導入されるインボイス制度について伺います。

インボイス制度により、免税事業者が取引できなくなるおそれがある、また、事業者の事務手続の負担が大きいなどの問題点があります。

幾ら準備期間や移行期間を設けていても、結局はインボイス制度によってこれまでのような取引ができない事業者が出るリスクがある以上、まずは導入を中止し、事業が継続されるために必要な取組を事業者の意見を反映しながら議論すべきと思いますが、いかがでしょうか。事業者は不安なのです。財務大臣の御見解を伺いたいと思います。

結びに、今回の改正案について申し上げたいことがございます。

改正案は、一歩前進として中には評価できるものもありますが、前進といっても進み具合は全く小さいものです。また、相変わらず富裕層、大企業優遇税制に関しては促進する内容になっていま

す。

アベノミクスにより、所得格差、資産格差がますます拡大している現状を考えると、格差是正を踏まえた税制にかじを切る必要があります。また、今、まさに多様性を認め合う社会への転換を図るため、大切な時期です。そのための税制にシフトしなければならない時期です。

それにもかかわらず、今回の改正案は、今の時代に求められる税制の在り方についての視点が欠如しています。金融所得課税や法人課税を始めとする不平等な税制の見直し、消費課税の在り方、所得再分配機能の強化やジェンダー平等推進の観点からの控除全体の見直しなど、税制の全体像を見据えた抜本的な改革からは程遠い、小手先の改正内容です。

私たち大人のツケを回すことなく、格差のない多様性を認め合う未来を子供たちに引き継いでもらえるように、これからの税制を改正すべきです。総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮沢由佳議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症については、先般取りまとめた第一弾の緊急対応策に基づき、感染拡大の防止に加え、事業者の皆さんに対する五千億円の資金繰り支援や雇用調整助成金を活用した雇用対策など、必要な対策を直ちに実行しております。

また、来週取りまとめる第二弾となる緊急対応策においては、今回の臨時休校により職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへの新たな助成金の創設や、医療提供体制の構築、中小・小規模事業者などに対する強力な資金繰り支援など、必要な対応策を速やかに具体化させます。

今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対しては、二十六兆円の総合経済対策を着実に実行していくとともに、世界経済の動向も十分注視しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行ってまいります。

それにもかかわらず、今回の改正案は、今の時代に求められる税制の在り方についての視点が欠如しています。金融所得課税や法人課税を始めとする不平等な税制の見直し、消費課税の在り方、所得再分配機能の強化やジェンダー平等推進の観点からの控除全体の見直しなど、税制の全体像を見据えた抜本的な改革からは程遠い、小手先の改正内容です。

私たち大人のツケを回すことなく、格差のない多様性を認め合う未来を子供たちに引き継いでもらえるように、これからの税制を改正すべきです。総理の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮沢由佳議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症については、先般取りまとめた第一弾の緊急対応策に基づき、感染拡大の防止に加え、事業者の皆さんに対する五千億円の資金繰り支援や雇用調整助成金を活用した雇用対策など、必要な対策を直ちに実行しております。

また、来週取りまとめる第二弾となる緊急対応策においては、今回の臨時休校により職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへの新たな助成金の創設や、医療提供体制の構築、中小・小規模事業者などに対する強力な資金繰り支援など、必要な対応策を速やかに具体化させます。

今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対しては、二十六兆円の総合経済対策を着実に実行していくとともに、世界経済の動向も十分注視しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行ってまいります。

臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援の財源についてお尋ねがありました。

今回の休校に伴って生じる様々な課題に対しては、政府として責任を持って対応することとしており、仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんについては、新たな助成金制度を創設すること、正規、非正規を問わず、休暇期間中の所得減少に対する手当を行うこととしています。

お尋ねの財源の規模等については、来週取りまとめる第二弾となる緊急対応策に向け、現在調整を行っているところです。

臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援についてお尋ねがありました。

新しい助成金制度については、政府として臨時休業の要請を行った施設を対象に、休校に伴い保護者が世話をする必要が高いと考えられる小学校等の子を対象とし、その保護者に対して有給の休暇を取得させる事業主に対して、支払った賃金相当額の金額を助成するものです。

助成額には、雇用保険における失業給付との均衡を図るため、一定の上限がありますが、政府としては、制度の詳細についてなるべく早くお示しした上で、利用の促進に向けてあらゆる機会を捉えて周知を図ってまいります。

また、自営業者やフリーランスなどの小規模事業者については様々な形態があり、一概に論じることには困難ですが、新型コロナウイルスの影響については、現在、全国で千か所を超える経営相談窓口において、各地の中小企業・小規模事業者の皆さんから大変厳しい状況にあるとの声をたくさんいただいています。

様々な民間事業者の方の個別の損失を国が補償することは困難であると考えておりますが、多くの事業者の方々から資金繰りについての相談を受けており、しっかりと事業を継続していただけるよう、第一弾の緊急対応策により五千億円の資金繰り支援を行っています。

また、来週取りまとめる予定の第二弾となる緊急対応策についても、強力な資金繰り支援を始め、御指摘のあった方々も含めて、中小・小規模事業者の皆さんに対する実効的な支援策を講じてまいります。

国民の不安に付け込んだ詐欺行為等への対処等についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症に対する国民の不安に付け込んだ詐欺行為等やデマの流布は、決して看過することはできません。

政府としては、現在、国民の皆様が事実をしつかりと把握し、冷静に行動することができるよう、正確な情報を記者会見やホームページ、SNS等を通じて迅速に発信することに努めているところです。

また、厚生労働省においては、誤った情報が拡散することのないよう、仮にウイルスや感染予防策等の誤った情報が広がっていれば、正しい情報を積極的に発信しております。

その上で、例えば、マスクについては、インターネットにおいて高額で取引されている事例があり、このことが品薄状態に拍車を掛けていると指摘されていることを踏まえ、昨日の対策本部において、私から、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止するための手続を進めるよう指示をしたところです。

また、もとより、詐欺を始めとする違法行為は決して看過せず、厳正な取締りを行ってまいります。

今後とも、国民の皆様様の安全、安心を確保するため、全力で対応に当たってまいります。

東京オリンピック・パラリンピック大会についてお尋ねがありました。

東京大会については、今年三月にIOC理事会が公表した声明において、二〇二〇年七月二十四日から八月九日まで開催される東京オリンピックの成功に全力を尽くすこと、また、全てのアス

リートが二〇二〇年東京オリンピック大会に向けて準備を続けることを奨励することとされているものと承知しております。

このため、政府としては、予定どおりの大会開催に向けて準備を進めているところであり、延期や中止を前提とした影響等についての検討は行っておりません。

令和二年度税制改正法案についてお尋ねがありました。

持続的な経済成長の実現に向け、大企業向けを中心とした租税特別措置の廃止、縮減等により、しっかりと財源を確保しつつ、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や5G導入促進税制の創設などを行うこととしております。

また、経済社会の構造変化を踏まえ、子供たちの生まれた環境にかかわらず、全ての一人親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別によらず全ての一人親家庭に対して同一の一人親控除を適用するなどの改正を行うこととしております。

なお、これまで、所得再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率の引上げや、金融所得課税の見直しにより税率を一〇%から二〇%に倍増するなどの施策を既に講じてきたところです。

今後の税制の在り方については、これまでの改正の効果を見極めるとともに、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要があると考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 宮沢議員から、未婚の一人親に対する税制、NISA制度、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、金融所得課税の在り方、子育て支援に係る税制上の措置、軽減税率制度と給付付き税額控除、インボイス制度等について、計七問お尋ねがあったと存じます。

まず、未婚の一人親に対する税制についてお尋ねがあつております。

今般の一人親控除は、単身で子を扶養しながら働く場合、両親が共にいる家庭に比べて選択できる職業や働き方に制約があるなど、所得を得る上での御本人に対する特別な事情に配慮して設けるものであり、単身者本人への配慮でありますため、子の人数にかかわらず一律の額とさせていた

だいたところであります。

なお、子供の扶養に関して生じる実際の出費について、子供の人数が増えればその分明確に増えることへの配慮としては、御存じのように扶養控除や児童手当などの制度があり、これらは子の人数に応じた仕組みとなっておりますのは御存じのとおりであります。

次に、宮沢議員から、NISA制度についてのお尋ねがありました。

御指摘の報告書につきましては、これまで国会等の場で御説明をさせていただいておりますとおり、老後の資金について国民に著しい誤解や不安を与えるものであつたため、正式な報告書としては受け取っておらず、この報告書の数字をベースに不足分について議論することは適切ではないと考えております。

その上で、資産形成は個々人がそのニーズに応じて行うものでありますが、政府としても、個人がより有効な運用を行えるような環境を整えていくことが重要だと考えております。そうした観点から、NISAやつみたてNISAの導入、拡充などに取り組んでまいりました。

つみたてNISAにつきましては、今回、期限が二〇三七年から二〇四二年まで五年間延長するということにいたしました。こうした改正により、これからNISAを利用しようとする若い方を始め利用者がより安心して資産形成を行うことができるようになるものだと考えております。

引き続き、NISA制度の導入やまた普及、また金融経済教育の推進等を通じて、家計の安定的な資産形成を支援してまいりたいと考えております。

次に、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設についてお尋ねがありました。

本税制につきましては、企業が保有する内部資金や技術を有効に活用し、事業革新につながるオープンイノベーションを促進する観点から創設することとしたものであります。この税制は、イノベーションの担い手となりますベンチャー企業に対する出資を促す観点から、こうした出資を行った際に所得控除を認めるとした上で、新事業開拓や、新しい事業開拓や事業革新性などのオープンイノベーション性を満たさなかった場合、五年以内に株式を譲渡した場合等々には取戻しを行う仕組みを設けることとしております。

本税制は中小企業も対象にいたしておりますことに加え、今回の法改正では、大企業向けを中心とした租税特別措置の廃止、縮減等により法人課税全体で税収中立というもので行つたものであり、大企業を優遇しているとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、金融所得課税の在り方についてお尋ねがありました。

損益の発生時期の操作が比較的容易とされる金融所得につきましては、単一税率の分離課税とすることで、恣意的な損益操作による課税の不公平を抑制する仕組みといたしております。

その上で、平成二十六年から上場株式の譲渡益等に係る税率を一〇%から二〇%に引き上げさせていただいたところであります。これにより、高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再配分機能の回復に一定の効果があったのではないかと考えております。

さらに、金融所得課税の見直しにつきまして、令和二年度の与党税制改正大綱において、税

負担の垂直的な公平性等を確保する観点から検討するということとさせていただいておりますほか、経済への影響をどう考えるかといった論点もあり、総合的によく検討していくべきだと考えておるところであります。

次に、子育て支援に係る税制上の措置についてのお尋ねがありました。

御指摘の消費税の非課税化につきましては、五人以下の認可外保育施設について指導監督基準の見直しがなされたことを踏まえて実施するものであります。

また、子育て支援につきましては、幼児教育や保育の無償化に伴い、三歳から五歳児のいる全ての世帯、ゼロ歳から二歳児のおられる住民税非課税の世帯について、保育所等の利用料が原則無料、認可外保育施設やベビシッターについては一定額まで無償といった支援を行っております。

その上で、認可外保育施設やベビシッターなどの費用の一部を控除すべきという御指摘については、こうした予算上の措置に加えて更に支援を行うことの必要性、さらに、仮に税制で対応する場合は低所得者ほど効果が小さくなります。そういった点も踏まえて慎重に検討する必要があるのではないかと考えておるところであります。

次に、軽減税率制度と給付付き税額控除についてのお尋ねがありました。

軽減税率制度は、消費税の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるといった利点があることから、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として実施されているものであり、いわゆる見直すということを考えてはおりません。

また、給付付き税額控除につきましては、所得が低い方に焦点を絞って支援ができるといった利点がありますが、消費税そのものの負担が直接軽減されるものではありません。消費者にとって痛税感の緩和の実感にはつながらないといった問

題、また所得、また資産、そういったものは把握といったものが難しいといった問題などがあると承知をいたしております。

こうしたことから、給付付き税額控除を消費税率引上げに伴う低所得者対策として軽減税率制度の代わりに実施するというのを考えてはおりません。

次に、インボイス制度についてのお尋ねがございました。

インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであります。また、インボイスにおいて税額が明確になることから、中小企業者にとつては価格転嫁が行いやすくなるといったメリットも期待されているところであります。

このため、制度の円滑な導入を図る観点から、導入までに四年間の準備期間を設けるとともに、それから更に六年間、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備や設備導入のための十分な期間を設けているところでもあります。

今後とも、事業者と与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、周知、広報を始めとして、必要な取組を更に進めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣萩生田光一 君登壇、拍手)

○国務大臣 萩生田光一 君 宮沢議員にお答えします。

海外でのカジノ事業関係者との面会の有無等についてお尋ねがありました。

IR法成立後、海外訪問をした際、多くの参加者がいる席でIR事業関係者が同席していたということはあるかもしれませんが、IR事業関係者との面会等を目的として訪問をしたことはございません。

平成三十年八月七日からの旅行の目的については、夏休みの家族旅行で、あくまでプライベート

なものでした。

当該旅行中、結果的にはIR事業関係者と会話をしましたが、それはあくまでも宿泊したホテル関係者として接遇を受けたものであり、いずれも儀礼的、一般的なものであります。また、ホテルで出迎えている人物の一人については、IR事業関係者であると認識しておりませんでした。

宿泊したホテルにカジノはありませんでした。が、ホテルが含まれる一体のエリアにはございました。

旅行に係る費用については、全て私費で支払っております。

なお、領収書の公開については、私費で支払っていることから必ずしも全ての領収書を保管しているわけではありませんが、クレジットカードの利用明細等で確認の取れた金額は既に公開しております。(拍手)

(国務大臣梶山弘志 君登壇、拍手)

○国務大臣 梶山弘志 君 宮沢議員からの御質問にお答えいたします。

中小企業・小規模事業者が政府の要請を受けて、イベント等について中止等を行った場合のキャンセル料や営業損などに関する補償についてお尋ねがありました。

損害への補償については、新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、法的強制力のある措置のうち、臨時の医療施設の建設のための土地の収用といった極めて例外的な場合のみに認められており、また、今回の感染拡大への企業の対応は千差万別であり、これを政府が一律に補償することの公平性に課題があることを踏まえれば、慎重な判断が必要となります。

もちろん、イベントや営業等を自粛した中小企業・小規模事業者に対しては、全国五十か所に設置をしました経営相談窓口を通じて、それぞれが直面する課題について様々な声が寄せられており、丁寧な状況把握に努めてまいります。

また、事業者をしつかりと支援するために、緊急対応策において約五千億円の融資・保証枠を確保し、影響を受ける幅広い業種への資金繰り支援を実行しているところであります。

今後も、事業者に寄り添った対策を講じてまいります。(拍手)

(国務大臣江藤拓君登壇、拍手)

○国務大臣江藤拓君 宮沢議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染症の農業並びに輸出入への影響に対するお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために行われている学校の休校により、給食の食材のキャンセルが発生いたしております。学校給食用の牛乳、野菜等について、突然仕向け先を失うなど重大な事態が生じていると受け止めています。

学校給食に納入していた生産農家の方の不安をできるだけ早く取り除くために全力を挙げてまいります。

学校給食用の牛乳に関しては、行き場を失う牛乳をバターや脱脂粉乳等の加工用に用途変更していただくことといたしましたが、生乳と加工原料乳との価格の差があり、収入の減少が生じることとなりますので、何らかの支援をすべく、しっかりと検討をしてまいります。野菜などについても、消費拡大に向けた取組を始めとして、農家を始めとする皆様の不安を取り除くための対応をしてまいります。

野菜の輸入については、中国国内の物流や加工の停滞による影響が出ております。このような中、一部の外食事業者、中食事業者においては、輸入農産物から国産農産物に切り替える動きもあることから、このような動きに対応して、国内の一次加工施設等の生産基盤の整備なども進めていきたいと考えております。

農産物の輸出についても、米、切り花、ホタテ等に影響が出ております。このような輸出業者に

対して、輸出の停滞による影響を緩和するため、資金繰りの支援、債務保証等の支援策について、個々の事業者の方々の事情も伺いながらきめ細やかに対応してまいります。

農林水産省は、国内の生産基盤を守り、国民の皆様に安全で安心な食料を安定的に供給する責務を負っております。

現在生じている様々な影響に対して適切に対応していくため、農林水産省において、一月三十日に、私を本部長とする新型コロナウイルスに関する対策本部を立ち上げました。国民生活、農林水産業への影響について、地方農政局を含め全省を挙げて、価格の動向、需給の状況をリアルタイムに把握し、必要な対策を果敢に実行してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 音喜多駿さん。

〔音喜多駿君登壇、拍手〕

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。所得税法等の一部を改正する法律案について、我が党を代表して質問をいたします。

冒頭、今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。

初めに、税制に関連して、新型コロナウイルスに係る経済対策について伺いをいたします。

昨年十月に施行された消費税の増税以降、景気の落ち込みが顕在化しています。二月十七日に内閣府が発表した昨年十月から十二月の国内総生産の速報値は、実質で前期比一・六％減、年率換算では六・三％の減でした。この結果は到底、暖冬や災害の影響だけであるとは考えられません。さらに、今回の新型コロナウイルスの発生は、景気に更なる悪影響を及ぼすことは確実です。

三月二日時点において政府が示している新型コロナウイルスに係る経済対策の予算規模は二千七百億円であり、諸外国とは比較にならないほど小規模なものであります。

のにとどまります。香港は一兆七千億円、シンガポールは五千億円といった予算額が示されており、対GDP比でいうとそれぞれ一％を超える規模のものとなっております。日本政府は休業補償など散発的な政策を打ち出しているものの、市場に対するメッセージとしては極めて脆弱であり、このままでは更なる景気の後退を避けることができません。

そこで、我々は、軽減税率を全品目に適用し、消費税を実質八％に戻す減税政策を提案いたします。昨年の消費税の増税は明確な失敗でした。しかし、過ちでは改むるにはばかることなかれ、軽減税率という複雑で不合理な仕組みを是正し、消費税の減税を景気対策における最大の意思表示とするべきと考えますが、安倍総理の御決断を求めます。

また、一斉の臨時休校に伴う休業補償については、既にフリーランス等が対象に含まれないとの指摘があり、十分なものとは言えません。組織所属の有無にかかわらず、漏れなく機動的に直接給付できるスキームを早期に講じ、発表すべきと考えますが、安倍総理の見解をお伺いいたします。

あわせて、こうした減税や補償などの大胆な財政出動を行うに際して、十兆円規模の早急な補正予算の編成を視野に入れるべきと考えますが、安倍総理の見解をお伺いいたします。

次に、5G投資促進税制に関連して、ICT活用について伺いいたします。

我が国の医療・教育現場におけるICT活用は極めて不十分であり、とりわけ今回の感染症対応については改善点が幾つも散見されます。

医療については、何よりオンライン診療の活用が急務です。今すべきことの一つは、軽症あるいは感染症の疑いの低い方については、感染拡大防止のため、病院での受診も含めて外出を控えていただくことです。そのために既存のオンライン診療等を活用するべきですが、課題が山積みとな

なっています。先日の予算委員会でも、我が党所属で医師でもある梅村聡議員が、特定の管理料の算出対象となる患者、すなわち病名でオンライン診療の対象が絞られている問題点を指摘し、大臣は、安全、安心の観点から病名で制限、区分していることを答弁されました。

しかしながら、病名でオンライン診療を絞ることにより、例えば、一過性脳虚血の発作の患者もオンライン診療可能となつていきます。この発作は、早い時期に脳梗塞に移行する病気であり、対面が必須、入院も検討されるものです。これは、安全、安心確保の観点から矛盾していると考えますが、政府の見解を伺います。

また、こうした例もあることから、病名でオンライン診療の対象を絞ることは合理的ではなく、改善が必要と考えますが、総理の見解を伺います。そして、今般の感染症の危機は、何よりオンライン診療普及の契機でもあります。新型コロナウイルスの感染症治療においては、軽症であればオンライン診療を活用できる、あるいはオンライン受診勧奨を保険適用できるなどして、移動や受診における感染が広がらないよう、柔軟かつ機動的な診療体制を構築するべきと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、一斉休校に密接に関わるオンライン授業の推進についてです。教育現場におけるICT活用についても、我が国は心もとないのが現状です。今般の感染症拡大により、中国や台湾では遠隔教育のための環境整備が進められています。我が国においても、この一斉休校を機に、児童生徒の学習が滞ることがないよう、十分に配慮する必要があります。

既に、文部科学省は臨時休業期間における学習支援コンテンツを公式サイト上で公表し、民間でも無料でオンライン授業を提供する事業者が出て

きています。このような民間企業とも連携し、国は遠隔授業を積極的に推進するべきと考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

一方で、そもそもの教育のオンライン化には、まず教員や学校そのもののICTスキルを高めることが必要です。残念ながら、我が国の教育現場におけるICT活用の意識は極めて低く、授業のオンライン化、ICT機器の活用以前の問題になっていきます。

例えば、今回の一斉休校に際して、その説明を行うために全校保護者会を開催した学校があります。これは、感染を防ぐためには全く逆の対応です。いまだに日本の学校は、人を集める、プリントや連絡帳を渡すというアナログな情報伝達手段が主流であり、私の娘の小学校でも、欠席するときはお友達に連絡ノートを預けに行きます。こうした対応が常態化している社会では、人から人へ感染症が爆発的に広まることは容易に想像できます。

今回の一斉休校を契機に、学校と保護者の伝達原則オンラインで行うなど、文部科学省は明確なガイドラインを早急に策定し、自治体へ通知すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

また、現在政府が進めるGIGAスクール構想において、児童生徒一人一台の学習PC、タブレットを配付することが推進されています。家庭で利用できる環境が重要であり、自宅への持ち帰りを推奨すべきと考えますが、政府の見解を伺います。

そして、5G社会でこうした教育のICT化、遠隔授業導入を進めるに当たっては、自宅でのネット環境は言うまでもなく重要です。

他方、現在、香川県では子供たちのネット、ゲーム利用を一日一時間に制限する条例を定めています。ネットやゲームを時間制限することに対しては、依存症防止に資するという科学的根拠が

乏しく、慎重な対応が必要と考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、一人親家庭への支援について伺います。今回の所得税法の改正において、寡婦控除の対象拡大や所得制限に関する男女間の格差が撤廃されることを評価し、賛同いたします。

しかしながら、これはやはり小さな一歩にすぎません。厚生労働省の国民生活基礎調査によりみると、一人親家庭の相対的貧困率は過去二十年间ほとんど改善しておりません。私の妻は元シングルマザーです。まさに政治の不作為によって長きにわたって困窮しているこの問題の当事者たちから、切実な思いを長く聞いてまいりました。

令和元年度における厚生労働省の一人親家庭等自立支援関係の予算は約四千三百億円となっているものの、状況が長期間にわたって全く改善しない以上、そもそもこの施策に費やす予算額が絶対的に不足しているのではないのでしょうか。

予算を策定するに当たり、各種統計などを参考にしていただきたいと思います。一人親支援に関して諸外国と比較した適正な予算規模の検証を行っているのか、そもそもそうした比較調査のデータを持つているのかどうか、政府に現状を伺います。

大阪市では、一人親家庭に対して、全国の市区町村、国に先駆けて養育費の受取保証を打ち出すなど、総合的な支援を行ってまいりました。国は、長年の課題でありながら進展が見られなかった一人親世帯の貧困解決のために、その支援に資する予算支出の大胆な拡充を検討し、貧困率の抜本的な解決に乗り出すべきと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

最後に、関連して、選択的夫婦別姓について伺います。

離婚後の一人親の負担軽減のためにも、選択的夫婦別姓の導入は重要です。再婚家庭、ステップファミリーである我が家の長女は、二度、名字を変えています。私との間に血のつながりはありま

せん。選択的夫婦別姓に難色を示す人の中には、子供との関係を反対理由とし、親と名字が異なる子供がかわいそう、家族の一体感が保てないと主張される方がいます。親と子で何かが異なれば、家族の一体感は保つことができないのでしょうか。自信を持って申し上げます。家族のきずなは、人間関係のきずなは、名字の同一性や血のつながりは全く関係がありません。

かねてから我が党が指摘してきたとおり、選択的夫婦別姓といつても、戸籍筆頭者の氏を用いるのか、出生時に子供の氏を決定するのか、様々なバリエーションが存在します。選択的夫婦別姓を実現させるためには、抽象的な賛否だけではなく、現時点で不利益を被る方の立場に立ち、子の氏や民法、戸籍法に係る制度設計レベルの議論を始めるべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

また、裁判官が旧姓で判決文を書くことが可能であることを踏まえると、公的にも別姓を用いることには既に何ら弊害はないと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

日本維新の会は、一月の段階で新型コロナウイルス関連肺炎対策本部を設置し、二月三日にはいち早く提言を取りまとめ、提出いたしました。この未曾有の困難に対しては、批判すべきは指摘しながらも、政府・与党に建設的な政策提案を行っていくことをお誓いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 音喜多駿議員にお答えをいたします。

消費税の減税についてお尋ねがありました。先般公表された昨年十一月期のGDPは、主に個人消費が消費税率引上げに伴う一定程度の反動減や、台風や暖冬の影響を受けたことから、前期比マイナスに転じたところではありますが、引上げそのものによる反動減の大きさは前回引上げ

時ほどではないものと認識しております。

今回の消費税率の引上げは、少子高齢化という困難に正面から取り組みに当たり、お年寄りも若者も安心できる全世代型社会保障制度へと大きく転換していくためにどうしても必要なものです。

引き続き、消費税率引上げによる影響について注視するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対して、今般、経済の下押しリスクに備えて策定した二十六兆円の総合経済対策を着実に実行することで、適切に対応してまいります。

フリーランスの方々への対応等についてお尋ねがありました。

今回の臨時休業、臨時休校によって仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんについては、新たな助成金制度を創設することで、正規、非正規を問わず、休暇期間中の所得減少に対する手当てを行うこととしております。

自営業やフリーランスなどの小規模事業者については様々な形態があり、一概に論じることには困難ですが、新型コロナウイルスの影響については、現在、全国で千か所を超える経営相談窓口において、各地の中小企業・小規模事業者の皆さんから大変厳しい状況にあるとの声をたくさんいただいております。

様々な民間事業者の方の個別の損失を国が補償することは困難であると考えておりますが、多くの事業者の方々から資金繰りについての相談を受けており、しっかりと事業を継続していただけるよう、第一弾の緊急対応策により五千億円の資金繰り支援を行っています。

また、先週取りまとめる予定の第二弾となる緊急対応策についても、強力な資金繰り支援を始め、御指摘のあった方々も含めて、中小・小規模事業者の皆さんに対する実効的な支援策を講じてまいります。

財政出動についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症については、先般取りまとめた第一弾の緊急対応策に基づき、感染拡大の防止に加え、事業者の皆さんに対する五千億円の資金繰り支援や雇用調整助成金を活用した雇用対策など、必要な対策を直ちに実行しています。

また、来週取りまとめる第二弾となる緊急対応策においては、今回の臨時休校により職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへの新たな助成金の創設や、医療提供体制の構築、中小・小規模事業者などに対する強力な資金繰り支援など、必要な対応策を速やかに具体化させます。

景気全体に与える影響に対しては、二十六兆円の総合経済対策を着実に実行していくとともに、世界経済の動向も十分注視しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行ってまいります。

オンライン診療の対象についてお尋ねがありました。

オンライン診療では、得られる情報が視覚及び聴覚に限定されているため、安全性、有効性の観点から、長期の医学管理が必要で病態が安定しているような疾患をそれぞれ個別に対象としています。

議員御指摘の一過性脳虚血発作については、高血圧など当該疾患の原因となる生活習慣病とともに、日常的に管理されるべき疾患としてオンライン診療の対象としており、したがって、仮に発作が起きた際には、オンライン診療ではなく、緊急に受診するなどの対応が行われることとなります。

オンライン診療については、安全性に配慮しつつ、適切な普及を図っていくことが重要と考えており、エビデンスの収集状況等を踏まえながら、引き続き、必要な見直しを行ってまいります。

新型コロナウイルスの感染症治療におけるオンライン診療についてお尋ねがありました。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等に係る継続的な診療や服薬について、医師の判断で電話等による診療や処方ができることとし、その場合も保険適用できることとしております。

また、電話やオンラインによる受診相談についても感染防止の観点から重要と考えており、広く周知を図ってまいります。

オンライン授業の推進についてお尋ねがありました。

今回の新型コロナウイルス感染症対策を契機として、感染拡大防止の観点から、IT技術を活用しながら、遠隔授業を含めて社会のあらゆる分野で遠隔対応を進め、未来を先取りする変革に取り組んでまいります。

具体的には、政府としては、今後四年間で全ての小学校、中学生に一人一台のIT端末をそろえるなど、学校におけるICT環境の抜本的強化に取り組むこととしており、これらの整備と併せて学校や地方自治体に対し、民間企業等が提供する教育用コンテンツの活用を促すとともに、自宅への持ち帰りを含むIT端末の具体的な利用方法を示すことや、学校や保護者への連絡伝達など、学習以外の場面でも積極的にICTを活用することなどの取組を進めてまいります。

また、一部の地方自治体においては、ネットやゲームの依存症対策に関する条例制定に向けた議論が行われているものと承知していますが、政府においては、実態調査を踏まえつつ、正しい知識の普及や相談支援体制の整備に取り組むとともに、関係省庁やゲームの供給を行っている企業を含む関係団体との協議の場を設けることで、ゲーム依存症への対策を推進してまいります。

一人親家庭への支援についてお尋ねがありました。

一人親家庭の支援に係る政策は国によって様々であって、その予算規模について国際比較を行う

ことは容易ではありませんが、我が国においては、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援や経済的支援などの施策を総合的に進めており、児童扶養手当制度について、近年、多子加算額の倍増や所得制限限度額の引上げ等、拡充を図ってきたほか、今般の寡婦控除の見直しや児童扶養手当と障害年金の併給要件の緩和について所要の法案を今国会に提出しています。

今後とも、新たに策定した子供の貧困対策に関する大綱に基づき、一人親家庭の所得状況や生活実態、経済状況の変化等を踏まえつつ、必要な支援の充実を図っていきたくと考えています。

選択的夫婦別氏制度についてお尋ねがありました。

夫婦の別氏に関わる問題については、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であり、国民の間に様々な意見があることから、引き続き、国民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、慎重に対応を検討してまいります。

なお、御指摘のとおり、司法においては、裁判所職員が判決を含む裁判関係文書等において旧姓を使用することができると承知しておりますが、政府においても、婚姻によって民法上の旧姓を使用することができるよう、旧姓の通称使用の拡大に向けて取り組んできたところであり、今後このような取組を続けてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 大門実紀史さん。

〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。会派を代表して質問します。

まず、新型コロナウイルスと経済対策について聞きます。

新型コロナウイルスが日本経済を直撃し、国民の暮らしにも大きな悪影響を及ぼしています。加えて、先月末、総理が科学的根拠もなく突如打ち

出した全国一律の学校への休校要請が混乱を拡大しています。

一方、独自の判断で取組を進めている自治体もあります。今大事なことは、地域の実情を最も把握している各自自治体の取組を尊重し、国が制度的にも財政的にも万全の支援をすることではないでしょうか。総理の認識を伺います。

この間、新型コロナウイルスの影響を受けたアジア各国は、かつてない規模の経済対策を次々と打ち出しています。例えば、韓国は、中小企業への減税や金融支援など日本円にして総額一兆四千三百億円規模の対策を実施すると発表しました。香港は、十八歳以上の永住権を持つ住民七百万人に一人当たり約十四万円を支給するなど一兆円規模の対策を打ち出しました。シンガポールも、企業減税など五千億円規模の対策を発表しました。

日本より人口も少なく国家予算も小さい国々ですが、それぞれの実情に応じた対策を大胆な財政措置で実行しようとしています。

日本政府も、既存の制度の延長線上ではなく、また、小出しの対策でもなく、中身も財政措置も従来の枠を超えた大規模な対策を一気に打ち出す必要があります。それが国民に安心感を与え、明日への希望につながるのではないのでしょうか。総理の認識を伺います。

例えば、中小事業者に対する支援も、融資の拡充だけでなく、無利子貸付けや既存債務の返済凍結、社会保険料の免除、さらに営業損失補填金や減税などの直接補助を思い切った実施すべきではありませんか。働く方々の休業補償も、フリーランスや個人事業主にも直接支払われる給付金のような制度を創設すべきではありませんか。

政府は、三月十日までに第二弾の緊急対応策を打ち出すとしています。方針や内容を決める前に、各党各派の具体的な提案を聞いて、それを反映させる努力を是非していただきたい。総理の答弁を求めます。

次に、不況打開策について質問します。
昨年十一月二期のGDPは、年率換算でマイナス六・三%、家計消費もマイナス一・五%の大幅減となりました。この時期はまだ新型コロナウイルスの影響が深刻化する前でした。総理は、この時期の景気の落ち込みの原因はどこにあるとお考えでしょうか。

十月一日からの消費税の一〇%への増税がその原因であることは明らかです。そもそも、二〇一四年の消費税八%への増税以来、家計消費の低迷は続いていました。そこに米中貿易摩擦などの影響を受け、昨年夏以降の日本経済は明らかに下降局面にありました。そんなときに消費税の増税を強行すれば、景気がひどく落ち込むのは当たり前です。総理、消費税の増税は大失敗だったと率直に認めるべきではありませんか。

内閣府の景気動向指数の基調判断も昨年八月以来五か月連続して悪化となっています。ところが、政府が発表した二月の月例経済報告では、いまだ緩やかに回復という表現に固執しています。今や月例経済報告は、経済報告というよりただの作文です。

景気の悪化に新型コロナウイルスが追い打ちを掛け、日本経済と国民の暮らしは危機に直面しています。国民の負担を軽減し、内需、家計応援型の経済に転換することで不況を打開すべきです。とりわけ、今の不況をつくった大本である消費税を五%に戻すことは、実質的な負担軽減だけでなく、家計応援の強力なメッセージとなり、景気回復の起爆剤になることは間違いありません。総理、今こそ思い切った、消費税の減税を決断すべきではありませんか。

こういうときにもかかわらず、今回の税制改正案には、家計を応援するどころか、巨額の内部留保を含んだ大企業にわざわざ補助金を与えるようなオーブンイノベーション促進税制やG導入促進税制が含まれています。体力のある大

企業を優遇するお金があるのなら、暮らしや中小企業向けの予算に回すべきではありませんか。
また、我が党が富裕層優遇であると再三批判してきた株の譲渡などの金融所得課税の税率も、そろそろ引上げに踏み切るべきではありませんか。麻生大臣の答弁を求めます。

次に、ジェンダー平等と経済との関係について質問します。

世界経済フォーラムが発表した二〇一九年の日本のジェンダーギャップ指数は、百五十三か国中百二十一位で過去最低となりました。安倍政権発足時の百一位から更に大きく後退しています。総理が掲げる女性活躍推進が進んでいないどころか、逆に男女格差は開いているのです。その原因がどこにあると総理はお考えですか。

日本が順位を下けているのは、特に政治と経済の分野における男女格差の是正が進んでいないからです。世界経済フォーラムは、日本は、女性の閣僚と国会議員の比率が余りにも低いこと、経済においても男女の所得格差が著しく、企業の管理職や役員に女性が少ないことを指摘しています。

ジェンダーギャップは人権の問題であるだけでなく、経済そのものにもマイナスの影響を与えます。IMF、国際通貨基金も、男女格差の是正が経済成長の推進力になるというレポートを発表しています。ゴールドマン・サックス証券のレポートでも、男女格差が解消されれば日本のGDPは一〇%押し上げられると試算しています。事実、北欧諸国などジェンダー平等の進んだ国ほど一人当たりのGDPは高くなっています。ジェンダー平等の推進は経済にもプラスになると考えますが、総理の見解を伺います。

今や欧米の先進国では、男女格差の是正に努める企業はど将来性と競争力があると判断され、企業価値も上がる時代になっています。日本でも、二〇一四年に有価証券報告書に女性役員の人数を開示するよう義務付ける改正が行われました。女

性が活躍しているかどうかとも企業価値を判断する際の基準にすべきだという前向きな改正が麻生大臣の下で行われたのです。

ところが、男女の賃金格差については、日本企業は実態を公表せず、いまだに格差は正に消極的です。こんなことでは、ますます世界から取り残されてしまいます。

先日の予算委員会で我が党の小池晃議員が提案したように、せめて企業が男女の賃金格差を把握し公表する仕組みをつくり、格差是正への努力を促すべきではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

麻生大臣、有価証券報告書も、せっかく女性役員数の開示まで義務付けたのですから、更に進んで、給与、待遇を含めた男女格差の是正状況が分かる情報も開示させるよう検討すべきではありませんか。

これらのことを含め、男女の賃金格差の是正に国を挙げて本気で踏み出そうではありませんか。以上、現下の経済情勢と時代の変化に対応した政策への抜本的転換を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大門史紀史議員にお答えをいたします。

自治体の取組への支援についてお尋ねがありましたが、この度、学校における臨時休業要請については、ここの二週間が瀬戸際とされる状況の中で、子供たちの安全と健康を守るために、時間を掛けるいとまがない中での判断であったことから、保護者を始め自治体や教育関係者の皆さんにも大きな負担をお掛けしています。

このため、政府としては、できる限りの対策を講じ、学童保育の実施や各自治体における独自の取組も尊重しながら、国として財政面も含めて全力で応援することとしています。

今後、自治体の御意見も踏まえながら、国内の感染拡大防止に向けてあらゆる手を尽くしてまいります。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症については、先般取りまとめた第一弾の緊急対応策に基づき、感染拡大の防止に加え、事業者の皆さんに対する五千億円の資金繰り支援や緊急雇用助成金を活用した雇用対策など、必要な対策を直ちに実行しております。

また、来週取りまとめる第二弾となる緊急対応策においては、今回の臨時休校により職場を休まざるを得なくなった保護者の皆さんへの新たな助成金の創設や、医療提供体制の構築、中小・小規模事業者などに対する強力な資金繰り支援など、必要な対応策を速やかに具体化させます。

今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対しては、二十六兆円の総合経済対策を着実に実行していくとともに、世界経済の動向も十分に注意しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行ってまいります。

中小企業支援についてお尋ねがありました。新型コロナウイルスの影響については、現在、全国で千か所を超える経営相談窓口を設け、各地の中小企業・小規模事業者の皆さんから大変厳しい状況にあるとの声をたくさんいただいています。

全ての中小・小規模事業者の方々の個別の損失を国が補償することは困難であると考えますが、他方で、多くの事業者の方々から資金繰りについての相談を受けており、しっかりと事業を継承していただけるよう、第一弾の緊急対応策により五千億円の資金繰り支援を行っています。

加えて、これまでも関係省庁が連携して、官民の金融機関等に対して、返済負担緩和のための条

件変更への柔軟な対応や、年度末の金融繁忙期を控え迅速な貸出しの実行など、個別企業の実情に十分配慮するよう要請してきたところです。社会保険料についても、納付を猶予する仕組みを活用し、柔軟な対応を行っています。

来週取りまとめる予定の第二弾となる緊急対応策においても、強力な資金繰り支援を始め、中小・小規模事業者の皆さんの声を踏まえた実効的な支援策を講じてまいります。

フリーランスや個別事業主の方への休業補償についてお尋ねがありました。

今回の臨時休校に伴って生じる様々な課題に対しては、政府として責任を持った対応をすることとしており、仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆さんについては、新たな助成金制度を創設することで、正規、非正規を問わず、休暇期間中の所得減少に対する手当てを行うこととしております。

自営業者やフリーランスなどの小規模事業者については様々な形態があり、一概に論じることには困難ですが、新型コロナウイルスの影響については、現在、全国で千か所を超える経営相談窓口において、各地の中小企業・小規模事業者の皆さんから大変厳しい状況にあるとの声をたくさんいただいております。

様々な民間事業者の方々の個別の損失を国が補償することは困難であると考えておりますが、多くの事業者の方々から資金繰りについての相談を受けており、しっかりと事業を継続していただけるよう、第一弾の緊急対応策により五千億円の資金繰り支援を行っています。

また、来週取りまとめる予定の第二弾となる緊急対応策においても、強力な資金繰り支援を始め、御指摘のあった方々も含めて、中小・小規模事業者の皆さんに対する実効的な支援策を講じてまいります。

第二弾の緊急対応策についてお尋ねがありました

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

た。

来週取りまとめ予定の第二弾となる緊急対応策の策定に当たっては、国会での御意見や、先般、各党の党首の方々と面会した際にいただいた御意見、各党各会派の御提案も十分踏まえてまいります。新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、野党の皆様ともお互いに協力をして乗り越えていきたいと思います。

景気や消費税の減税等についてお尋ねがありました。

先般公表された昨年十一月期のGDPは、主に個人消費が、消費税率引上げに伴う一定程度の反動減や、台風や暖冬の影響を受けたことから、前期比マイナスに転じたところであります。我が国経済は、引き続き、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに回復していると認識しております。

今回の消費税率の引上げは、少子高齢化という困難に正面から取り組むに当たり、お年寄りも若者も安心できる全世代型社会保障制度へと大きく転換していくためにどうしても必要なものです。

他方で、経済財政運営については、引き続き消費税率引上げによる影響について注視するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症が景気全体に与える影響に対しては、二十六兆円の総合経済対策を着実に実行し、世界経済の動向も十分注視しながら、そのインパクトに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を行っています。

ジェンダーギャップ指数についてお尋ねがありました。

我が国のジェンダーギャップ指数が国際的に低いことについては、経済分野における女性管理職の割合が低いことなどが主な要因であります。これらについては、一つ一つの課題にしっかりと取り組んでいくことが必要と認識しています。安倍内閣の下で女性活躍推進法の制定などに取組んだ結果、女性の就業者は三百三十万人以上

増えました。保育の受皿整備を進めることなどにより、M字カーブも確実に解消に向かっています。出産や育児に関係なく女性が働き続けられる環境を整えることは、確実に将来、指導的地位に就く女性の増加に資するものと考えます。

また、有価証券報告書に女性役員数の記載を義務付けたほか、取締役のうち少なくとも一人は女性が含まれるようコーポレートガバナンス改革にも取り組んだ結果、この七年間で上場企業の女性役員は三倍以上に増えています。

今後とも、政治分野も含めて女性の活躍を促す政策を推し進めることで、ジェンダーギャップの解消に取り組んでまいります。

ジェンダー平等と経済成長の関係についてお尋ねがありました。

ダイバーシティーを重視する経営は今や世界の常識です。女性の目線、女性の力を生かせない企業は、もはやマーケットから評価されない時代となつていきます。ジェンダー平等なくして、まさに二十一世紀の未来を切り開くことはできないと考えています。

こうした観点から、安倍内閣は、発足以来、女性活躍を成長戦略の重要な柱に位置付け、女性の就業促進、コーポレートガバナンス改革などに取組んできました。日本の持続的な成長軌道を確かなものとするためにも、今後とも、政府一丸となつて全ての女性が活躍できる社会づくりを進めてまいります。

男女間の賃金格差についてお尋ねがありました。

我が国の男女の賃金格差の要因は、管理職比率や勤続年数の差異を始め様々なものがあると承知しています。こうした複合的な要因がある中で、一律に男女の賃金格差の公表を行うことについては求職者の誤解や混乱を招くおそれもあるとの指摘等もあり、女性活躍推進法に基づく情報公表の対象とはしていません。

政府としては、昨年五月に成立をした改正女性活躍推進法において、管理職比率の目標など、自社の課題に基づいた目標を設定し取り組むための事業主行動計画の策定義務の対象拡大を図るとともに、出産や育児に関係なく女性が働き続けられる環境等のために保育の受皿の整備等の両立支援体制の整備も推進しているところであり、こうした様々な取組を総合的に進めていくことにより、男女間の賃金格差の解消に努めてまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生から法人課税や金融所得課税、有価証券報告書の開示について、計二問お尋ねがござっております。

まず、法人課税や金融所得課税にお尋ねがござっておりますが、令和二年度の税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や5G導入税制の創設などを行うことといたしております。

今回の改正は、大企業向けを中心とした租税特別措置の廃止、縮減等により法人課税全体で税制中立で行うものであり、大企業優遇との御指摘は当たらずと思っております。

金融所得課税につきましては、平成二十六年から上場株式の譲渡益に係る税率を一〇%から二〇%に引き上げたのは御存じのとおりです。これによりまして高所得者など所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再配分機能の回復に一定の効果があったと、そのように考えております。

更なる金融所得課税の見直しが必要ではないかという御意見なんだと存じますが、令和二年度の与党税制改正大綱において、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から検討するということとされておりますのは御存じのとおりですが、経済への影響をどう考えるかといった論点もありますので、総合的によく検討していくべきものだと考えております。

なお、令和二年度の予算におきまして、中小企業の生産性向上といった現下の中小企業を取り巻く重要課題に対応していくために必要な予算ということにつきましてはいくつかり確保しており、十分な中小企業支援が可能なのだと考えております。

また、所得の低い方々に配慮して、真に支援を必要とする低所得世帯の子供を対象とした高等教育の無償化、月額最大五千円の年金生活者支援給付金の支給などの措置も講じているということも御存じのとおりであります。

最後に、男女格差の是正等についての開示についてのお尋ねであります。

これまで金融庁は、有価証券報告書に男女別の役員数と役員の女性比率の記載を義務付けておりましたほか、コーポレートガバナンス・コードを改訂して、取締役会の構成についてジェンダーを含む多様性を確保するように促してきたところであります。

女性活躍などの観点も含めて、中長期的な企業価値の向上について投資家と企業との対話を充実させるということは、これは大変重要なことであり、その方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	山東 昭子君
副議長	小川 敏夫君
議員	音喜多 駿君
	河野 義博君
	梅村みずほ君
	佐々木さやか君
	柳ヶ瀬裕文君
	安江 伸夫君

高橋 光男君	片山 大介君	衛藤 晟一君	山本 順三君	三木 亨君	三宅 伸吾君
高木かおり君	下野 六太君	水落 敏栄君	岡田 直樹君	森屋 宏君	矢田わか子君
塩田 博昭君	竹内 真二君	野村 哲郎君	中川 雅治君	宮沢 由佳君	浜口 誠君
梅村 聡君	石井 苗子君	松山 政司君	野上浩太郎君	木戸口英司君	山田 俊男君
高瀬 弘美君	三浦 信祐君	世耕 弘成君	今井絵理子君	石井 浩郎君	古賀 之士君
里見 隆治君	熊野 正士君	宮本 周司君	宮崎 雅夫君	古川 俊治君	小西 洋之君
伊藤 孝江君	浅田 均君	清水 真人君	寺田 静君	徳永 エリ君	石橋 通宏君
柴田 巧君	清水 貴之君	本田 颯子君	三浦 靖君	難波 奨二君	斎藤 嘉隆君
宮崎 勝君	杉 久武君	岩本 剛人君	加田 裕之君	丸川 珠代君	佐藤 信秋君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君	上田 清司君	平山佐知子君	佐藤 正久君	吉川 沙織君
若松 謙維君	東 徹君	青山 繁晴君	足立 敏之君	牧山ひろえ君	川田 龍平君
室井 邦彦君	石井 章君	山田 宏君	そのだ修光君	水岡 俊一君	芝 博一君
竹谷とし子君	平木 大作君	阿達 雅志君	吉川ゆうみ君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君
秋野 公造君	横山 信一君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	福島みずほ君	郡司 彰君
山本 博司君	片山虎之助君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	鉢呂 吉雄君	蓮 舫君
鈴木 宗男君	松沢 成文君	長峯 誠君	舞立 昇治君	福山 哲郎君	長浜 博行君
浜田 昌良君	山本 香苗君	堀井 巖君	舞立 昇治君	田島麻衣子君	須藤 元氣君
石川 博崇君	谷合 正明君	江島 潔君	渡辺 猛之君	伊藤 岳君	横沢 高徳君
西田 実仁君	山口那津男君	中西 祐介君	三原じゅん子君	森屋 隆君	小沢 雅仁君
森 まさこ君	藤木 眞也君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	武田 良介君	勝部 賢志君
藤木 眞也君	徳茂 雅之君	末松 信介君	磯崎 仁彦君	芳賀 道也君	伊藤 孝恵君
元榮太一郎君	高橋はるみ君	牧野たかお君	猪口 邦子君	岩渕 友君	吉良よし子君
こやり隆史君	小川 克巳君	片山さつき君	松本 健三君	杉尾 秀哉君	磯崎 哲史君
佐藤 啓君	上野 良祐君	福岡 資麿君	岡田 広君	浜野 喜史君	吉田 忠智君
島村 大君	滝沢 求君	関口 昌一君	金子原二郎君	真山 勇一君	大門実紀史君
太田 房江君	大野 泰正君	山谷えり子君	有村 治子君	山添 拓君	川合 孝典君
大野 泰正君	石井 正弘君	鶴保 庸介君	武見 敬三君	森本 真治君	江崎 孝君
赤池 誠章君	石田 昌宏君	林 芳正君	高良 鉄美君	有田 芳生君	田名部匡代君
上野 通子君	中西 健治君	嘉田由紀子君	塩村あやか君	野田 国義君	田村 智子君
藤川 政人君	長谷川 岳君	小沼 巧君	伊波 洋一君	倉林 明子君	舟山 康江君
二之湯 智君	藤井 基之君	安達 澄君	渡辺 喜美君	白 眞勲君	那谷屋正義君
松村 祥史君	橋本 聖子君	岸 真紀子君	山下 雄平君	青木 愛君	森 ゆうこ君
		熊谷 裕人君	石垣のりこ君	足立 信也君	紙 智子君
			打越さく良君	井上 哲士君	大塚 耕平君
				榎葉賀津也君	小林 正夫君
				柳田 忠義君	増子 輝彦君
				市田 忠義君	櫻井 充君
					小池 晃君

國務大臣 内閣総理大臣 安倍 晋三君 財務大臣 麻生 太郎君 文部科学大臣 萩生田光一君 農林水産大臣 江藤 拓君 経済産業大臣 梶山 弘志君 内閣官房副長官 岡田 直樹君 副大臣 財務 副大臣 藤川 政人君	農地法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第一八号)) 地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外一名発議(参第一九号)) 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外一名発議(参第二〇号)) 児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第二一号)) 国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第二二号)) 地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第二三号)) 地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議(参第二四号)) 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議(参第二五号)) 日本たばこ産業株式会社完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外一名発議(参第二六号)) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第四三三号)) 国家公務員法八十一條の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問主意書(浜田聡君提出(第四四号)) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員浜田聡君提出イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけた」と考えてきた」と発言したとされていることに関する質問に対する答弁書(第二六号) 参議院議員連舫君提出台湾のWHO加盟に関する質問に対する答弁書(第二七号) 参議院議員浜田聡君提出神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問に対する答弁書(第二八号)	参議院議員浜田聡君提出いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四條「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問に対する答弁書(第二九号) 参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困に關し声を上げられない子供や家庭の早期発見のための具体的な方策に関する質問に対する答弁書(第三〇号) 参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問に対する答弁書(第三二号) 参議院議員牧山ひろえ君提出実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問に対する答弁書(第三三号) 参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策の地方自治体に関連する事項に関する質問に対する答弁書(第三四号) 参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策に関する質問に対する答弁書(第三五号) 同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に藤谷俊之君、泉本小夜子君及び磯部哲君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公安審査委員会委員に和田洋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に安達誠司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に小畑史子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に永瀬伸子君及び小堀隆士君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員長に瀧澤泉君を、同委員に宇野敦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に石井彰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六條の規定に基づく平成三十一年及び令和元年における通信傍受等に関する報告を受領した。 去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 決算委員 辞任 猪口 邦子君 補欠 三木 亨君 行政監視委員 辞任 三木 亨君 補欠 猪口 邦子君 参議院運営委員 辞任 三木 亨君 補欠 猪口 邦子君 同日委員において選任した理事は次のとおりである。 行政監視委員会 理事 吉良よし子君(倉林明子君の補欠) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 ネガティブ・オブション商法の現状と対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第四五号))
--	---	--	--

NHKの委託会社の職員の戸別訪問に対して、訪問先の住人の代理人が対応することを拒否していることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三七号)マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第三八号)

ケアラー支援についての国の方針に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三九号)

ケアラー支援に関する具体的施策に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四〇号)去る二月十八日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

補欠

矢田わか子君 田村 まみ君
若松 謙維君 塩田 博昭君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第二二号)特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(閣法第二三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(浅田均君外一名発議)

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)

農地法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外一名発議)地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外一名発議)

児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外一名発議)

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外一名発議)

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外一名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府の行政文書の保存及び開示に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四七号)

NHKが不十分な陳明資料をもつて各自自治体から住民の個人情報(住民票)を大量に取得していることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四八号)

内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問主意書(石川大我君提出)(第四九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石橋通宏君提出内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書(第三六号)

去る二月十九日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

補欠

田村 まみ君 矢田わか子君
塩田 博昭君 若松 謙維君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書(音喜多駿君提出)(第五〇号)

ソ連国内法によつて有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問主意書(那谷屋正義君提出)(第五一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

仕事と介護の両立に關しての企業側の条件整備に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四一号)

ねんきん定期便に関する再質問主意書(塩村あやか君提出)(第四二号)

去る二月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五二号)

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスと新型コロナウイルスに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第五三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問に対する答弁書(第三七号)

参議院議員浜田聡君提出マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問に対する答弁書(第三八号)

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援についての国の方針に関する質問に対する答弁書(第三九号)

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援に関する具体的施策に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

去る二月二十五日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任

補欠

塩田 博昭君 高橋 光男君

資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

補欠

高階恵美子君 滝波 宏文君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

強朝かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五四号)

新型コロナウイルス感染症に対応する政府職員の臨時的な任用に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五五号)

選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五六号)

公職の候補者となろうとする者等に対する名誉棄損に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第五八号)

国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五九号)

ネガティブ・オブション商法の現状と対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四五号) NHKの委託会社の職員の戸別訪問に対して、訪問先の住人の代理人が対応することを拒否していることに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四六号) 政府の行政文書の保存及び開示に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四七号) NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報(住民票を大量に取得していること)に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四八号) 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問主意書(石川大我君提出)(第四九号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員牧山ひろえ君提出仕事と介護の両立に關しての企業側の条件整備に関する質問に対する答弁書(第四一号) 参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に關する再質問に対する答弁書(第四二号) 去る二月二十六日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際経済・外交に關する調査会委員 辞任 高橋 光男君 補欠 塩田 博昭君 資源エネルギーに關する調査会委員 辞任 滝波 宏文君 補欠 高階恵美子君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 コンセンション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に關する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五八号) コンセンション事業と自治行政のあり方に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五九号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 ネット・ゲーム依存症対策に關する質問主意書(音喜多駿君提出)(第五〇号)	ソ連国内法によつて有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問主意書(那谷屋正義君提出)(第五一号) 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各議会議長宛札状を発送した。 アルメニア共和国 アラト・ミルザヤン 国民議会議長 ジョージ・フーリ上院議長 アンソニー・ロタ下院議長 カザフスタン共和国 ダリガ・ヌルスルタノヴァ・ナザルバエヴァ 上院議長 イラン・イスラム共和国 アリー・拉里ジャニ 議長 去る二月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。 中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に關する質問主意書(白眞勲君提出)(第六〇号) クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に關する質問主意書(白眞勲君提出)(第六一号) 去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 有田 芳生君 補欠 石橋 通宏君 斎藤 嘉隆君 田村 智子君 岩瀬 友君 大門実紀史君 伊藤 岳君 決算委員 辞任 岩瀬 友君 補欠 田村 智子君	議院運営委員 辞任 斎藤 嘉隆君 補欠 石橋 通宏君 同日内閣から次の議案が提出された。 マンシヨンの管理の適正化の推進に關する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号) 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。 令和二年度一般会計予算(閣予第四号) 令和二年度特別会計予算(閣予第五号) 令和二年度政府関係機関予算(閣予第六号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 投資の促進及び保護に關する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一号) 投資の促進及び保護に關する日本国とヨルダン・ハシエミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号) 包括的な経済上の連携に關する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第三号) 投資の促進及び保護に關する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第四号) 投資の相互促進及び相互保護に關する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第五号)	所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第六号) 所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第七号) 所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第八号) 所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第九号) 所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一〇号) 所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第二一七号) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に關する法律案(閣法第二七号) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号) 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に關する質問主意書(伊波洋一君提出)(第六二号)
--	--	--	--

新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに關する質問主意書(浜田聡君提出)(第六三三号)

新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに關する質問主意書(浜田聡君提出)(第六四四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ君提出支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に關する質問に對する答弁書(第四三三三号)

参議院議員浜田聡君提出国家公務員法八十一條の三による検事長の定年延長等、公務員法に關する質問に對する答弁書(第四四四号)

参議院議員牧山ひろえ君提出ネガティブ・オプション商法の現状と対応に關する質問に對する答弁書(第四五五号)

参議院議員浜田聡君提出NHKの委託会社の職員の戸別訪問に對して、訪問先の住人の代理人が対応することを拒否していることに關する質問に對する答弁書(第四六六号)

参議院議員有田芳生君提出政府の行政文書の保存及び開示に關する質問に對する答弁書(第四七七号)

参議院議員浜田聡君提出NHKが不十分な疎明資料をもつて各自治体から住民の個人情報(住民票)を大量に取得していることに關する質問に對する答弁書(第四八八号)

参議院議員石川大我君提出内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に關する質問に對する答弁書(第四九九号)

同日議長は、ミロシュ・ヴィストウルチル・チェコ共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

同日議長は、オーストラリア連邦における森林火災による被害に對し、スコット・ライアン同国上院議長宛見舞状を発送した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

小池

晃君

田村

智子君

予算委員

辞任

補欠

松川

るい君

二之湯

智君

斎藤

嘉隆君

石橋

通宏君

徳永

エリ君

足立

信也君

福山

哲郎君

有田

芳生君

矢田

わか子君

浜口

誠君

高瀬

弘美君

西田

実仁君

竹谷

とし子君

新妻

秀規君

石井

苗子君

梅村

聡君

片山

大介君

松沢

成文君

伊藤

岳君

井上

哲士君

岩淵

友君

小池

晃君

決算委員

辞任

補欠

浜口

誠君

矢田

わか子君

田村

智子君

岩淵

友君

行政監視委員

辞任

補欠

西田

実仁君

高瀬

弘美君

梅村

聡君

石井

苗子君

議院運営委員

辞任

補欠

石橋

通宏君

斎藤

嘉隆君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に關する質問主意書(有田芳生君提出)(第六五五号)

放送法二十七條に基づくNHKへの苦情に對する具体的な処理方法に關する質問主意書(浜田聡君提出)(第六六六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府認定拉致被害者の田中実さん、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の金田龍光さんに關する質問主意書(有田芳生君提出)(第五二二号)

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」と新型コロナウイルスに關する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第五三三三号)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例に關する質問主意書(浜田聡君提出)(第五四四号)

新型コロナウイルス感染症に對する政府職員の臨時的な任用に關する質問主意書(浜田聡君提出)(第五五五号)

選挙の自由妨害罪による私人逮捕の正当性に關する質問主意書(浜田聡君提出)(第五六六号)

公職の候補者となろうとする者等に對する名誉棄損に關する質問主意書(浜田聡君提出)(第五七七号)

コンセツション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に關する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五八八号)

コンセツション事業と自治行政のあり方に關する質問主意書(吉田忠智君提出)(第五九九号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

田村

智子君

小池

晃君

予算委員

辞任

補欠

二之湯

智君

松川

るい君

足立

信也君

徳永

エリ君

有田

芳生君

須藤

元氣君

杉尾

秀哉君

福山

哲郎君

浜口

誠君

矢田

わか子君

新妻

秀規君

竹谷

とし子君

同日内閣から次の議案が提出された。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の特例に關する法律案(閣法第三一号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律案(閣法第三二二号)

復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三三号)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第三四四号)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第三五五号)

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に關する法律案(閣法第三六六号)

種苗法の一部を改正する法律案(閣法第三七七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ネット・ゲーム依存症に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第六七号)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴いNHK訪問員に不要不急の戸別訪問の自粛を要請することに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六八号)

全国一斉休校要請の決定と新型コロナウイルス感染症対策専門家会議との関連に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員音喜多駿君提出ネット・ゲーム依存症対策に関する質問に対する答弁書(第五〇号)参議院議員那谷屋正義君提出ソ連国内法によって有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問に対する答弁書(第五一号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和元年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和元年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

ハンガリー

クヴェール・ラース

ウズベキスタン共和国

ロー国会議長

ナ・ナルバーエヴァ

最高議会上院議長

内閣委員

高議会上院議長

一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

高議会上院議長

内閣委員

高議会上院議長

同日議長は、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

高議会上院議長

内閣委員

高議会上院議長

同日議長は、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

高議会上院議長

内閣委員

高議会上院議長

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 議長の報告事項

法務委員

辞任

補欠

磯崎 仁彦君

河井あんり君

山下 雄平君

石井 準一君

経済産業委員

辞任

補欠

河井あんり君

磯崎 仁彦君

国土交通委員

辞任

補欠

金子原二郎君

三木 亨君

環境委員

辞任

補欠

三木 亨君

金子原二郎君

予算委員

辞任

補欠

須藤 元気君

有田 芳生君

徳永 エリ君

芳賀 道也君

福田 哲郎君

杉尾 秀哉君

矢田わか子君

横沢 高徳君

田村 智子君

井上 哲士君

大門実紀史君

倉林 明子君

決算委員

辞任

補欠

芳賀 道也君

徳永 エリ君

行政監視委員

辞任

補欠

横沢 高徳君

矢田わか子君

議院運営委員

辞任

補欠

倉林 明子君

大門実紀史君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

大門実紀史君

新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外八名提出(衆第三号))

大門実紀史君

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

令和二年度一般会計予算

令和二年度特別会計予算

令和二年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

令和二年度総予算について

一、開会の日

令和二年三月十日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

令和二年三月四日

予算委員長 金子原二郎

参議院議長 山東 昭子殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

被団協が開催する「原爆展」に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第七〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

中東地域における日本関係船舶の防護と国際法上の旗国主義に関する質問主意書(白眞敷君提出)(第六〇号)

クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性に関する質問主意書(白眞敷君提出)(第六一号)

辺野古新基地建設事業に係る大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第六二号)

新型コロナウイルス等感染症対策として接客業等において労働者がマスクを着用することを使用者が禁止することに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六三号)

新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第六四号)

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山下 雄平君

石井 準一君

市田 忠義君

山下 芳生君

法務委員

辞任

補欠

石井 準一君

山下 雄平君

河井あんり君

磯崎 仁彦君

外交防衛委員

辞任

補欠

三宅 伸吾君

宮崎 雅夫君

文教科学委員

辞任

補欠

蓮 舫君

田島麻衣子君

厚生労働委員

辞任

補欠

田島麻衣子君

蓮 舫君

農林水産委員

辞任

補欠

宮崎 雅夫君

三宅 伸吾君

経済産業委員

辞任

補欠

磯崎 仁彦君

河井あんり君

国土交通委員

辞任

補欠

三木 亨君

金子原二郎君

環境委員

辞任

補欠

金子原二郎君

三木 亨君

山下 芳生君

市田 忠義君

予算委員

辞任

補欠

伊藤 孝恵君

浜口 誠君

芳賀 道也君

徳永 エリ君

横沢 高德君

矢田わか子君

里見 隆治君

安江 伸夫君

片山 大介君

梅村みずほ君

井上 哲士君

吉良よし子君

倉林 明子君

紙 智子君

決算委員

辞任

補欠

徳永 エリ君

芳賀 道也君

浜口 誠君

伊藤 孝恵君

行政監視委員

辞任

補欠

矢田わか子君

横沢 高德君

吉良よし子君

井上 哲士君

議院運営委員

辞任

補欠

大門実紀史君

倉林 明子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事 榊葉賀津也君

(羽田雄一郎君の補欠)

国土交通委員会

理事 舟山 康江君

(増子輝彦君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

コンセッション研修やセミナー等に関する質問

主意書(吉田忠智君提出)(第七一号)

同日議長は、天皇誕生日に際し、マルブーク・アリ・アル・ガーニム・クウェート国民議会議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

同日議長は、マルブーク・アリ・アル・ガーニム・クウェート国民議会議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

同日議長は、マルブーク・アリ・アル・ガーニム・クウェート国民議会議長宛天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけた」と考えてきた」と発言したとされていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和二年一月三十一日
参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけた」と考えてきた」と発言したとされていることに関する質問主意書

昨今のイラン情勢により、昨年六月十三日に行われた安倍総理とハメネイ師の対談が再び注目を集めていることを踏まえ、以下質問する。
一 政府は、ウェブサイトに「http://khamenei.ir」について、ハメネイ師の公式な声明と認識しているのか。そうでない場合、どのような認識をしているのか。
二 昨年六月十三日の安倍総理とハメネイ師の会談について、ハメネイ師側はこれに関する記事(<http://english.khamenei.ir/news/6844/1-don-t-consider-Trump-worth-sending-a-message-to-we-won-t-negotiate>)を公開している。

当該記事には、安倍総理とハメネイ師との間で以下のようなやりとりがなされた、と書かれている。
[Ayatollah Khamenei then responded to remarks by the Japanese Prime Minister on how the Americans have always wanted to impose their own beliefs and views on other nations and stated It is good that you acknowledge this fact, and you should also know that the Americans will observe no

limits in imposing their views.]

安倍総理とハメネイ師との間で前述のやりとりがなされたのは事実かどうか明らかにされた。また、前述のやりとりについて政府が把握している安倍総理とハメネイ師の発言を日本語で示されたい。
右質問する。
令和二年二月十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけた」と考えてきた」と発言したとされていることに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出イラン国内で我が国の総理大臣が「アメリカ人は常に自分たちの信念と見解を他国に押しつけた」と考えてきた」と発言したとされていることに関する質問に對する答弁書
一について
お尋ねのウェブサイトについては、政府としてお答えする立場にない。
二について
お尋ねについては、関係国との関係もあり、お答えすることを差し控えたい。

台湾のWHO加盟に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和二年二月三日
参議院議長 山東 昭子殿 蓮 舫

台湾のWHO加盟に関する質問主意書

新型コロナウイルス関連肺炎の感染拡大を受け、WHOが緊急事態宣言を出した。今後は、検疫体制の充実など、感染拡大防止に向けた更なる国際的な協力が求められる。かかる事態の中、台湾でも感染者が確認されているにもかかわらず、WHOの緊急会議に台湾の専門家が招かれていないことが明らかになった。
効果的にかつ迅速に事態に対処するためには、関係国・地域を網羅した国際的な協力が重要であり、台湾のWHO加盟が必要だと考える。
そこで、以下、質問する。

一 先日の施政方針演説で「台湾」に言及した安倍総理だが、台湾がWHOに加盟していない現状をどう考えているか。
二 緊急事態宣言を出したWHOの緊急委員会に台湾が招かれなかったことを、政府はどう考えているか。

三 台湾のWHO加盟に向けて関係国及び関係機関に対して、安倍内閣として積極的に働きかけたことはあるか。これまで働きかけを行っていた場合、どの関係国又は関係機関に、どのような働きかけを行ってきたか、個別具体的に明らかにされたい。
四 政府は今後、関係国及び関係機関に対して、台湾のWHO加盟に向けた働きかけを強化する考えはあるか。働きかけを強化する考えがある場合、どのような働きかけを行うことを想定しているか。具体的に明らかにされたい。
右質問する。

令和二年二月十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員蓮舫君提出台湾のWHO加盟に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員運動君提出台湾のWHO加盟に
関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、我が国は、従来から、国際保健課題への対応に当たって、地理的空白を生じさせるべきではないとの立場を世界保健機関の会合等において一貫して主張してきており、引き続き、我が国の立場を主張してまいりたい。

三及び四について

お尋ねの「働きかけ」を行うかどうかを含め、外交上の個別のやり取りの詳細を明らかにすることは差し控えたい。

神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月三日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問
問主意書

先日、インターネット上において誹謗中傷を受けた被害者が、弁護士を通じて神奈川県警察署に告訴状を提出したところ、警察署員は被害者の母に架電し「うちは告訴状とか、そういうのやってないから。こういうの送られても困るんだよね。送り返しとくから。」などと述べたあげく、弁護士に対し告訴状を送り返すという信じがたい事実があった。

そこで、以下質問する。

一 警察署員が「うちは告訴状とか、そういうのやってない」と述べたことが真実であるとすれば、被害者はどこに告訴状を提出すべきか。

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

二 そもそも、犯罪捜査規範六十三条や、東京高等裁判所昭和五十六年五月二十日判決によれば、警察署員は告訴状を受理せず、被害者に送り返す権限などなく、告訴状を受理しなければならぬと思慮するが、政府の見解如何。
右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問に対する答弁書
一及び二について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄についてはお答えを差し控えるが、一般論としては、犯罪捜査規範昭和三十三年国家公安委員会規則第二号第六十三条第一項においては、司法警察員たる警察官は、告訴をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない旨規定されているところであり、告訴状については、御指摘の判決も踏まえ、告訴の要件を満たさないものでない限り、当該警察官においてこれを受理すべきものと認識している。

いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四条「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四条「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問主意書
令和二年一月三十一日に私が提出した「いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける放送法六十四条の受信設備を設置した者の解釈に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第六号)に対する答弁(内閣参質二〇一第六号)において、政府は「なお、日本放送協会においては、当該受信機を占有使用して放送を受信することができ、状態にある者が一切いない場合、同条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約第一条第二項に規定する設置に当たらない」と答弁している。

日本放送協会(以下「協会」という)放送受信規約では、「設置」とは、「使用できる状態におくこと」と定義されている。

賃貸物件を賃借しようとする者は、通常実際の物件を内見するものであり、家具・家電付の賃貸マンションにおいては、家具・家電がきちんと動作するか内見時に確認するものである。つまり、平時においては答弁書にあるように、「当該受信機を占有使用して放送を受信することができ、状態にある者が一切いない」ことがあるが、物件の内見時には、転貸人(いわゆるサブリース契約において、土地及び当該土地に建設されているマンションを所有するもの(以下「オーナー」という))のマンションを一括で借り受け、個人または法人に転貸することを生業とする者をいう。以下同じ)や、転貸人から依頼を受けた不動産仲介業者が、受信機を正常に動作する状態にする、すなわち、放送受信規約にいう受信機を「設置」した状態

にするのである。

内見時、家具・家電付の賃貸マンションを賃借しようとする者に受信機が正常に動作することを確認させるために、受信機を使用できる状態に置いた転貸人は、協会と放送受信契約を締結する義務を負うか。

また、転貸人が放送受信契約の締結義務を負わない場合、オーナーは、協会と放送受信契約を締結する義務を負うか。

さらに、転貸人もオーナーも放送受信契約の締結義務を負わない場合、転貸人から依頼を受けた不動産仲介業者は、協会と放送受信契約を締結する義務を負うか。

なお、本質問については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四条「受信設備を設置した者」の解釈に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出いわゆる家具・家電付の賃貸マンションにおける内見時に受信機を使用できる状態に置いた場合の放送法六十四条「受信設備を設置した者」の解釈に関する質問に対する答弁書

御指摘の「内見時」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本放送協会においては、入居者がいない家具・家電付の賃貸マンションを賃

借しようとする者に受信機が正常に動作することを確認させたとしても、当該受信機を占有使用して放送を受信することができ状態にある者がいないため、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第六十四条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約第一条第二項に規定する設置に当たらないものとして、受信契約を締結することを求めているものである。

子どもの貧困に関し「声を上げられない子供や家庭の早期発見」のための具体的な方策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

参議院議長 山東 昭子殿
牧山ひろえ

子どもの貧困に関し「声を上げられない子供や家庭の早期発見」のための具体的な方策に関する質問主意書

昨年改訂された子どもの貧困対策に関する大綱では、「支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮」として「声を上げられない子供や家庭の早期発見」を掲げ、きめ細かい実態把握を図る方針を示した。能動的に支援する姿勢を見せた点は大きな前進と評価しうる。しかし、支援を必要とする子どもや保護者を拾い上げる方策や成果をどう評価するかの明確な指標は示されなかった。子どもたちに支援が届きにくい状況に劇的な改善は見られない。

最近、インビジュアル・チルドレン・アンド・ユースという表現がよくなされる。乳幼児も含めた自分では声を上げられない、見えな子供、若者というのが最も困難な状況にある。

一 支援を必要とする子どもや保護者を拾い上げる具体的な方策、例えばアウトリーチ型の支援方法について政府はどのように考えているか。
二 自分では声を上げられない子どもたちが、声を上げやすくする工夫も必要であると考えます。

1 支援を必要とする子ども自身からの相談を受け付ける窓口の開設を検討すべきではないか。
2 前記二の1のような相談窓口を設ける場合には、同級生等に知られないような工夫も必要ではないかと考えるが、如何か。

3 学校や教師は子どもの貧困を発見しやすい。学校や教師から、支援が必要な子どもの貧困についての自治体の福祉窓口等への通報・相談に関し、以下質問する。

(1) 学校側が自治体の福祉窓口等への通報・相談を行う場合、現状どのような仕組みになっているか。
(2) 学校側と自治体の間で通報・相談の連携はどの程度なされているか。

(3) 学校側と自治体の間で連携について、今度どのような方向を目指すのか。
三 子どもの貧困に関し、子ども食堂の実施主体や関係者と連携して、要支援世帯の早期発見と行政との情報共有を行うべきと考えるが、如何か。

右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困に関し「声を上げられない子供や家庭の早期発見」のための具体的な方策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困に関し「声を上げられない子供や家庭の早期発見」のための具体的な方策に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの「具体的な方策」について、例えば、養育支援を特に必要としている児童及び保護者を把握し、適切な支援につなげていくためには、訪問により直接家庭等に向向いて行う取組は重要であると考えており、現在、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十の二の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、全ての乳児のいる家庭を保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業及び同事業等により把握した支援の必要な家庭に対して保健師等が継続して訪問支援を行う養育支援訪問事業が行われているところである。

また、都道府県及び市町村において、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに悩みや不安を抱える保護者等に対して、地域の子育て経験者等が自宅等を訪問し、情報提供や相談対応を行う等の家庭教育支援を行う事業が行われている。

加えて、令和二年度予算においては、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦等を支援するため、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、都道府県、指定都市及び中核市において、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等を活用した相談支援等を行う事業の実施に必要な経費を計上している。

政府としては、引き続き、これらの事業について補助を行うとともに、これらの取組が着実に実施され、御指摘の子どもや保護者に適切な支援が図られるよう、様々な機会を捉え、周知、徹底を図ってまいりたい。

二の1及び2について

お尋ねの子ども自身からの相談を受け付ける窓口については、児童相談所、市町村に設置された子ども家庭総合支援拠点、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校における相談体制等の整備を進めている。また、児童相談所相談専用ダイヤル、二十四時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口を設けているほか、都道府県、指定都市等におけるSNS等を活用した相談窓口の開設を推進している。

なお、地方公務員である児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等には、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により守秘義務が課されているほか、私立学校の職員等これらの法律による守秘義務が課されていない者についても契約等で相談する者の秘密を守るための適切な措置がとられているものと承知している。

政府としては、引き続き、子供が利用しやすい相談体制の充実に努めてまいりたい。

二の3の(一)について

お尋ねの「仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について(通知)」(平成三十年十月一日付三十三文科生第四百三十五号文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長事務取扱連名通知。以下「本通知」という。)を発出し、各教育委員会等に対して、学校等の業務を通じて生活困窮者を把握したときは、「スクールソーシャルワーカー」を活用して、家庭が自立相談支援機関に相談するよう勧めたりする「等の積極的な対応を求めているところである。

二の3の(2)について

お尋ねの「通報・相談の連携」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、教育と福祉の両面の専門的な知識及び技術を有し、教育と福祉の連携に重要な役割を担っているスクールソーシャルワーカーは、平成三十年度においては、約八割の中学校区において活動を行っている。

二の3の(3)について

文部科学省においては、本通知により、各教育委員会等に対して、「生活困窮者自立支援制度」を所管する福祉部局等との連携を積極的に進めていただくよう求めているところであり、今後とも、様々な機会を捉え、本通知の周知徹底に努めてまいりたい。

三について

地域のボランティアが子供たちにに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる「子ども食堂」については、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について(通知)」(平成三十年六月二十八日付け子発〇六二八第四号・社援発〇六二八第一号・障発〇六二八第二号・老発〇六二八第三号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)において、その運営者に対して、留意事項として、その活動を通じて、養育に支援が必要な家庭や子供を把握した場合、速やかに、市町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所へ連絡するよう求めている。また、市町村又は児童相談所に対しては、当該運営者から相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、協力を求めている。

子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問主意書

昨年度に改訂された、子どもの貧困対策に関する大綱において、「指標の改善に向けた重点施策」のうち、「2. 生活の安定に資するための支援」として、「妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援」が挙げられており、そのための具体策として、「子育て世代包括支援センター」の全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等」が挙げられている。

これらの施策について、以下の通り質問する。

一 妊娠・出産期からの切れ目ない支援をうたい、「子育て世代包括支援センター」の設置が三年前から市町村の努力義務となっている。しかし、実現したのは全国の半数強にとどまる。

第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説で、総理は「来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置します。」と公約した。

1. どのような施策で、この公約を実現する計画か。具体的に説明されたい。

2. 全国に展開される「子育て世代包括支援センター」に勤務する専門性の高い人材の確保のための具体策について、説明されたい。

二 「ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化」について、窓口の開設は現状どの

の程度進んでいるか。また、このワンストップ化を推進するために、国として地方公共団体にどのような支援を行うことを想定しているか。

三 現状では、子どもの貧困に関し、支援を要する家庭がどこにも相談できず、また、どこに相談したらいいか分からずに困っているというケースがかなり想定される。その背景として、子どもの貧困やそれに対する施策が多岐にわたっているということもあり、かつそれが行政の縦割りと結び付いて、より分かりづらくさせている側面がある。

そのことからすると、住民に一番身近な地方自治体である市町村のような基礎自治体における「子どもの貧困に起因するよろずの相談を受け付けるワンストップ窓口」の開設は極めて効果的であると考える。

ひとり親支援に限ることなく、子どもの貧困全般に対象を拡大し、子どもがいる世帯の就労、保育・子育て、生活困窮など様々な問題の一元的な相談窓口となるワンストップ窓口を展開するよう努めるべきではないか。

右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出「子どもの貧困対策のうち、「生活の安定に資するための支援」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「子育て世代包括支援センター」については、令和二年度末までに全ての市町村(特

別区を含む。以下同じ。)に設置することとしているが、設置に向けた支援として、同センターに関する好事例の紹介や研修会の開催等を実施しているほか、設置していない市町村について、その要因等を精査し、適切な助言を行っている。

また、従来から、同センターの運営のために必要な人件費等の補助や、開設準備のための職員の確保等に必要な経費の補助等を行ってきたところである。令和二年度予算においても、専門的な知識等を有する職員の配置等に関する補助単価を引き上げることとしており、引き続き、必要な支援を行ってまいりたい。

二について

お尋ねの「窓口」については、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第九条第二号の規定に基づき、全ての福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)において、ひとり親家庭の福祉に関する相談等の業務を行っているほか、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、平成三十一年三月三十一日時点において、七百二十七の都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)が法第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員(以下「母子・父子自立支援員」という。)を委嘱することにも、同日時点において、百四十六の都道府県等が「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成二十年七月二十二日付け雇発第〇七二二〇〇三号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子家庭等就業・自立支援事業を実施しているところである。

さらに、政府としては、ひとり親家庭に対して適切な支援メニューをワンストップで提供す

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

る体制の整備を推進するため、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成二十六年三月三十一日付け雇児発〇三三一第五号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、福祉事務所等の相談窓口就業支援を担う就業支援専門員を配置した場合や、毎年八月の児童扶養手当の現況届の提出の時期等にひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整備した場合には、その費用の一部を補助する等、都道府県等に対して必要な支援を行っていただくようであり、引き続き、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年十一月二十九日閣議決定。以下「大綱」という。)を踏まえ、これらの取組を推進してまいりたい。

三について

お尋ねについては、大綱において、ひとり親家庭以外の家庭の相談に対応することが可能な生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第五条第一項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業の支援員等とひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により各種支援に適切につなげる体制の充実を図ることで、子供の貧困に対する支援体制を強化することとしている。また、社会福祉法第百六条の三第一項に基づき、市町村において、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備が進められているところであり、政府としては、こうした取組に対する支援を通じて、子供がいる世帯が抱える様々な課題にも適切に対応してまいりたい。

実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問主意書

昨年の子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、子どもの貧困に関する全国調査が実施されるよう努めることを政府に求めた。政府は二〇二〇年度にも子どもの貧困についての全国調査(以下「全国調査」という。)を実施する予定と承知している。

全国調査について、二〇一九年六月四日の参議院内閣委員会政府から「基礎自治体、市町村が本気になって貧困対策に取り組む契機になるような調査でなければいけないのではないかと。アンケートを出して、ただ数字はこうですよといったような調査ではなく、真剣にこの調査が取組につなっていくものにしなければいけないのではないかと」いうふうにも思っております。(中略)目的は、やはり一人一人の子供たちが現状あるいは将来も見据えて貧困からの連鎖を断ち切ることができるよう、何よりも大事な一人一人の状態をしっかりと改善をしていくということであると思っておりますので、そういうきっかけになるような調査にしなければいけないのではないかと、うふうに考えております。」との答弁を得ている。その趣旨も踏まえ、以下質問する。

一 全国調査においては、子どもの苦しみを多面的そして具体的に実態把握できるように調査項目を工夫するべきと考えるが、政府の見解は如何か。

二 また、全国調査に当たっては、長期的な検証が必要なので、単発ではなく定期的な調査の実施が必要なのではないか。政府の見解は如何か。

三 自治体間の比較が可能な全国共通の方式で全国調査を実施するべきと考えるが、政府の見解は如何か。

四 貧困な状況にある世帯では、高校生未満の子どもが生活のためにやむを得ずアルバイトをすることが数多く見受けられる。アルバイトで得た報酬を家計に入れている子どもの割合も今回の全国調査の調査対象に含めるべきではないか。

五 一 子どもの貧困対策に関する大綱には、いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの基本方針が示されている。貧困の連鎖を断ち切るためには、貧困層と非貧困層との間の学力ギャップの縮減が効果的ではないか。これに関する政府の認識を問う。

二 前述の認識のもと、貧困層と非貧困層との間の学力ギャップの状況も、全国調査の調査対象に含めるべきではないか。

六 全国調査のおおよそのスケジュールと調査の規模感について、説明されたい。

右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二二

参議院議員牧山ひろえ君提出実施を予定している子どもの貧困についての全国調査に関する質問に対する答弁書

一から四まで、五の2及び六について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和元年六月十一日参議院内閣委員会において、「子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること」とされていること等を踏まえ、子供の貧困に関する調査が全国的に実施されるよう、調査項目、調査時期、調査規模等について、現在、内閣府において検討を進めているところである。

五の1について

お尋ねについては、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年十一月二十九日閣議決定)において、「家庭の状況にかかわらず、学ぼう意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである」とされておられ、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、全ての子供に確かな学力を身に付けさせることは重要であると認識している。

子どもの貧困施策の地方自治体に関連する事項に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

子どもの貧困施策の地方自治体に関連する事項に関する質問主意書

私は二〇一九年六月四日の参議院内閣委員会において、子どもの貧困対策に関する質疑を行った。地方自治体への支援の強化を訴える私の質問に対し、政府は「国の地域子供の未来応援交付金を活用し、実態調査や施策推進のモデル事業などを実施している」旨の答弁を行っている。

一 この地域子供の未来応援交付金は「令和元年度当初予算と平成三十年度補正予算を合わせて約四億円」とのことだが、子どもの貧困対策の重要性と比較して、地域の支援という観点からいっても果たしてこれで十分と認識しているのか、当該委員会において、実質的な返答がなかったため、再度質問する。

二 この地域子供の未来応援交付金の執行率の低さはどのような原因に起因しているかと認識しているか。

三 この地域子供の未来応援交付金の用途は、「子供の貧困の実態把握や連携体制の整備に取り組み自治体を支援するため」とされており、本体にあたる子どもの貧困対策の事業費支援としては、めばしいものがない。その結果、子どもの貧困対策に熱心に取り組み自治体ほど、負担が重くなるということになりかねない。

地域子供の未来応援交付金だけでなく、国として、自治体が財政的に困らないための財源確保（国から地方公共団体への財政措置）が重要だと考えるが、政府の認識を示されたい。

四 この度の法改正で、子どもの貧困対策の計画策定についての努力義務の対象が都道府県から市町村に拡大した。計画を策定させることはできても、計画は実行が肝要であり、負担の重さから計画の実行に二の足を踏む地方自治体があることも想定される。

地方自治体が積極的に子どもの貧困対策を行うような何らかのインセンティブを検討すべき

ではないかと考えるが、これに関する政府の考えを示されたい。

五 就学援助の認定基準や子ども医療費助成制度については、自治体によって大きな差があることが指摘されている。医療機関に子供を受診させられなかった経験が地域によっては十五％を超えているという指摘もある。新たに子どもの貧困対策に関する大綱に規定された「児童の権利に関する条約の精神」からしても、子ども医療費助成等少なくとも命に関わる事項については、全国単位の平準化を図るべきではないか。右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困施策の地方自治体に関連する事項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困施策の地方自治体に関連する事項に関する質問に対する答弁書

一について

地域子供の未来応援交付金（以下「交付金」という。）については、子供の貧困対策に取り組み地方公共団体を支援するため、平成二十八年三月から令和二年一月までの間に、約三百の地方公共団体に対し約八億円を交付してきており、交付に必要な額は十分に確保しているところであるが、交付金が更に積極的に活用されるよう、地方公共団体の取組を促してまいりたい。

二について

お尋ねについては、交付金を活用する事業の実施に当たって、地方公共団体において、必要な情報が不足していること、部署間の調整に時

間を要すること等があると認識しており、内閣府において、地方公共団体における子供の貧困対策の事例の周知、地方公共団体向け説明会の開催、地域の実情に応じた活用のための運用改善等の対策を行っているところである。

三及び四について

お尋ねについては、「地域子供の未来応援交付金交付要綱（平成二十八年二月九日内閣総理大臣決定）に基づき、御指摘の「子供の貧困の実態把握や連携体制の整備」のほか、「支援体制の整備計画策定」及び「子供たちと「支援」を結びつける事業」についても、その経費を財政的に支援しており、また、交付金以外に、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年十一月二十九日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体が子供等に対する教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援等の積極的な子供の貧困対策を行えるよう、政府として財政的に支援しているところである。

五について

御指摘の「子ども医療費助成等少なくとも命に関わる事項」及び「全国単位の平準化を図るべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、子供の医療費については、子供が病気になるっても安心して医療を受けることができるよう、公的医療保険制度において通常は三割である医療費の自己負担割合を義務教育就学前の子供については二割としているほか、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に対する小児慢性特定疾病医療費の支給、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十條の規定に基づく未熟児に対する養育医療の給付等の制度を設けているところである。また、御指摘の「就学援助」の一環として、学校保健安全法

（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四條の規定により、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものの治療のための医療に要する費用について地方公共団体が必要な援助を行っているところである。

これらの施策に加え、国の財政負担により子供の医療費の一部負担金を一律に軽減することについては、厳しい財政状況の下、他の子供・子育て関連施策との均衡等を勘案すると、課題が多く慎重な検討が必要と考えている。

子どもの貧困対策において、支援を求めやすくするための環境整備に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

子どもの貧困対策において、支援を求めやすくするための環境整備に関する質問主意書

子どもの貧困対策には、支援を必要とする子どもや保護者の早期発見が重要である。そのためには、支援を求めやすくする環境整備が必要であると考え、以下具体的な提案と質問をする。

一 子どもの貧困などの問題について、親から貧困状況を相談されたケースは実は極めて少ない。これは「貧困であることを他人には知られたくない」、「人の世話にはなりたくない」等、日本における恥の文化の影響があると想定される。また、そもそも支援制度の存在自体を知らない、支援が用意されていることを知らない等の理由で、支援の手が届いていないことがままある。

子どもの貧困対策は、平成二十五年の子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立及びそれに基づく第一期の「子どもの貧困対策に関する大綱」により、一定の前進を遂げた。特に、「子どもの貧困」という問題を世に認識させたことは大きな進歩であった。だが、「子どもの貧困」という課題に対する社会的認知は進んだと言える一方、「子どもの貧困は自分たちの問題だ、自分たちも支援して貰える対象なのだ」という具体的認知は十分なのではないか。

昨年成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が追加された。これを機に「子どもたちには『育つ権利』、『守られる権利』があり、『子どもの貧困』という問題について支援を受けられる正当性がある」という意識を持てるように周知を進めていくべきと考える。この点に関する政府の見解を示されたい。

二 子どもたち自身からの声を上げやすくするため、「子どもの貧困」という問題の存在と相談方法について、学校等の教育現場でも周知を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 子供の貧困対策として、それなりに多彩な支援制度が既に用意されているが、対象となっていない方が利用できる制度の全てを活用できている訳ではない。この問題に関しては、有識者会議のメンバーからも、支援の必要な人が支援制度自体を知らなかったり、あるいは手続をしなかったりする状況も多いという指摘が出ている。この状況についての具体的な改善策を示されたい。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策において、支援を求めやすくするための環境整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策において、支援を求めやすくするための環境整備に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの支援制度の周知については、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年十一月二十九日閣議決定)において、「貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続が分からない、積極的に利用しづらい等の状況も見られる。こうした子供たちや家庭を早期に見出し、早期に対策を講じていく」とこととしており、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を行うため、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供等を行っているところである。

二について

御指摘の「学校等の教育現場」での周知については、各教育委員会等に対し、学校等において、児童生徒の家庭環境等の適切な把握や児童生徒からの家庭環境等に係る相談に対する適切な対応が図られるようにするために、スクールソーシャルワーカーの貧困に係る相談に対する活動事例等を周知することや、家庭環境も含めた様々な悩みを児童生徒自ら相談することができるようになるために、「二十四時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口を周知することを要請しているところである。

子どもの貧困対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月四日

参議院議長 山東 昭子殿
牧山ひろえ

子どもの貧困対策に関する質問主意書
子どもの貧困対策に関する諸論点について、以下の通り質問する。

一 地域のNPOなどは、官民共同の子供の未来応援基金などを活用し、子ども食堂や学習支援居場所事業などを展開している。子どもの貧困対策には多様なプレイヤーが主体的あるいは有機的に関わっていくことが重要であり、そのような意味でも草の根NPOの支援には大きな意味があると考える。しかし、内閣府が二〇一九年五月十三日に公表した調査結果によれば、貧困状態にある子どもを支援する民間団体は、一年間の事業費が三百万円未満で活動する団体が約七割と、小規模での支援を行う団体が多い傾向にあること、また、六割超が資金不足に直面するなど活動資金や人材の確保に課題を抱えている団体が多いとのことであった。

二 〇一九年六月四日の参議院内閣委員会では、この件に関する所見を内閣府に問うたところ、子供の未来応援国民運動の推進や民間資金による子供の未来応援基金による支援を引用した答弁があった。

しかし、政府が引用したこれらの施策の推進が既に行われた結果、「六割超が資金不足」という状態なのである。政府は盛んに「民間との連携」を提唱するが、肝心の民間団体の組織基盤が脆弱な状況では、民間との連携は絵に描いた餅ではないか。これらの施策以外で、NPOを始めとする民間団体の資金、人員不足に対する具体的な解決策を検討すべきと考えるが、検討の必要性についての政府の見解を伺う。

二 今回の子どもの貧困対策に関する大綱の改定で、世帯所得だけでは見えない貧困があることに鑑み、従来二十五だった指標を三十九に増加させ、子どもの貧困をより実態に即したかたちできめ細かく「見える化」しようとしたことは評価しうる。

子どもの貧困対策を推進するため、この指標に基づき、毎年有識者会議において大綱に基づく各種施策の実施状況や効果を検証、評価しており、政策のPDCAサイクルを廻す仕組みとなっている。

この過程における指標の分析に際しては、「指標の変化の要因分析」も重視すべきではないか。また、現在、三十九に増加した指標は実態把握のツールとしてそれなりに機能しているが、その結果である実態(指標の変化・推移)につながる政策の一つ一つがその結果を生み出すのにどれだけ機能し、貢献したかということも、今後の対策に資するという意味でも把握する努力をすべきではないか。政府の見解を伺う。

三 そもそも、子どもの貧困対策でどの程度の予算を使っているのか、把握できるようになっていないと政府は説明するが、予算立てが内数方式になっているケースも多い。これでは、子どもの貧困対策予算の年次推移も分からず、政策の効果測定は困難である。仮定を置くなどの工夫をするなりして、子どもの貧困対策予算の概算額を国会に示すよう政府は努力を行うべきではないか。

右質問する。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもの貧困対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年十一月二十九日閣議決定。以下「大綱」という。))において、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、・・・子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する」ほか、「地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用」に資する地方公共団体の取組を支援する」としている。

二について

御指摘の「指標の変化の要因分析」及び「実態(指標の変化・推移)」につながる政策の一つ一つがその結果を生み出すのにだけ機能し、貢献したかということの意味するところが必ずしも明らかではないが、大綱に掲げられている施策の実施状況やその効果等の検証・評価については、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、大綱に定められた子供の貧困に関する指標に基づき行っていくこととしている。

三について

子供の貧困対策に関する主な施策ごとの予算額を内閣府のホームページにおいて公表しているところであるが、一部の施策の予算額については、子供の貧困対策を目的として実施する施策に特化した予算のみを取り出して算出することとは困難であるため、内数である旨を表示している。

内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月六日

石橋 通宏

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問主意書

令和二年一月三十一日午後の参議院予算委員会において、安倍晋三内閣総理大臣は、私からの質問に対し、以下の答弁を行っている。

「宴会場におけるこうした領収書のやり取りについては、基本的に、宴会場で行った場合には手書きで書く、そして日付あるいは摘要、そして担当者、これキャッシャーということになっているらしいんですが、担当者の名前を手書きで書き入れるということになっているということでございますので、これはニューオータニにおいてはそういう対応をしているということでございます。間違いないわけでございます」

「受付を担当した私の事務所の職員によれば、領収書はカーボンコピー仕様で領収書番号が記載されていたほか、担当者の名前が手書きされていたということでございますが、私の事務所の職員は夕食会参加者とホテル側との間の参加費のやり取りを仲介したものの、ホテル側との契約の当事者はあくまでも個々の参加者であり、領収書の写し等の提出をホテル側に求めることは困難であると認識をしております」

「この会の、夕食会の主催はこれは後援会でございますが、しかし、契約の当事者は誰かといえど、これはホテル側と契約の当事者はあくまでも

個々の参加者でございます。(中略)これは収支報告書にこれは記入する必要があるという判断をしているわけでございます。これは収支と、収入と支出が一致しているということだけではなくて、これは当事者がまさに個々の参加者であるということによって、これは記入をしないというところがあります。ですから、まさに法的な立場としては契約の当事者はあくまでも個々の参加者であり、領収書の写し等の提出をホテル側に求めることは困難である」

以上の安倍総理の答弁について、以下、質問する。

一 安倍総理は、「ホテル側と契約の当事者はあくまでも個々の参加者」であったと答弁しているが、この個々の参加者がホテル側と結んだ契約とは、いかなる契約行為(例えば売買契約か製作物供給契約など)だったのか、明らかにされたい。

二 前記一に関連して、当該契約は、(一)いつの時点で、(二)両者の間のいかなる行為または合意によって発生・成立したものであったのか、説明されたい。

なお、これまでの安倍総理の国会答弁では、個々の参加者は、安倍晋三後援会事務所(以下「安倍晋三事務所」という。))からの案内及び募集アンケートに回答する形で「前夜祭」への参加申込みを行った上で、当日、会場入り口受付において、安倍晋三事務所から事前に案内されていた通りの参加費用(五千円)を安倍晋三事務所スタッフに対して支払い、そのスタッフより、ホテルニューオータニ発行の領収書(金額・摘要等は手書きで、宛名は空欄)を受け取ったとの説明がなされている。それが事実であれば、個々の参加者とホテルニューオータニ側との間には、契約成立前から成立後に至るまで、一切の接触・やり取り・合意がなかったと解せざるを得ないが、その理解でよいのかも含めて回答されたい。

三

安倍総理の答弁に基づけば、安倍晋三事務所は個々の参加者とホテル側との契約を仲介したのみということになるが、それでは、(一)「前夜祭」の参加人数の確定とそれに基づく開催会場(当該ホテル内の会議場)の選定・決定、(二)「前夜祭」において提供された飲食物の内容及び提供量の相談・決定及び(三)参加者一人当たり五千円の価格設定について、ホテル側と事前に協議・調整・合意し、確定した主体は誰であったのか、明らかにされたい。

なお、前述のような契約の重要事項についてのホテル側との協議・合意当事者が「前夜祭」の主催者だったとされる安倍晋三事務所であったとすると、ホテル側との契約主体は個々の参加者ではなく安倍晋三事務所であったと解せざるを得ないが、安倍総理の答弁通り、安倍晋三事務所は契約主体ではなかったとするのであれば、安倍晋三事務所はいかなる法的な立場において契約の重要事項の協議・合意・決定を行っていたのか、併せて明らかにされたい。

四

安倍総理は私の質問に対し「ホテル側との契約の当事者はあくまでも個々の参加者であり、領収書の写し等の提出をホテル側に求めることは困難」との答弁をしているが、前記三の関係で言えば、安倍総理又は安倍晋三事務所は当該契約を実質的に協議・締結したか、もしくは代理契約の当事者の役割を果たしており、その立場においてホテル側に対して明細書及び領収書の提出・提供を求めることの出来る(求めるべき)立場にあると考えられるため、重ねて明細書及び領収書の提出をホテル側に要請し、国会に提出すべきであると考えますが、安倍総理の認識を示されたい。

五

もし「前夜祭」に関する契約が個々の当事者とホテルニューオータニとの間に成立していたとすると、事前に参加申し込みを済ませていた参

令和二年三月六日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

加者が、当日、自己都合で欠席した場合は、ホテルニューオータニは規約に基づき当該参加者に対して契約不履行による参加料金または一定の違約金の支払いを請求できることになるが、両者の間でそのような契約になっていたのか否か、確認の上、回答されたい。

六 問題となっている前述の質疑において私は、安倍総理が答弁で認めたカーボンコピーでホテル側が所持しているはずの「領収書」の写しの提出と併せて、領収書の発行枚数が何枚であったかを通し番号の記録で確認し、報告することを求めたが、安倍総理の答弁ではこの点が漏れていた。そこで、あらためて安倍総理又は安倍晋三事務所よりホテルニューオータニに対し、過去三年分、もしくは少なくとも昨年分の「前夜祭」について、ホテル側が事前に何枚の領収書を発行し、安倍晋三事務所に渡していたのかを確認の上、回答されることを求める。なお、その際、もし事前に発行した領収書から、剰余分の返還ないしは不足分の追加があった場合には、その枚数を併せて確認の上、回答されたい。

七 前記二から六に関連し、ホテル側が事前に約四百万円規模の宛名不記載の領収書を安倍晋三事務所へ渡していたのであれば、当然、ホテルニューオータニと安倍晋三事務所との間で、枚数を明記した「預かり証」を交わしており、事後、参加者から集金した金額の全額をホテルニューオータニに渡した際には、その「預かり証」に記載の枚数と支払金額を確認した後、「預かり証」が安倍晋三事務所に返却されていたと推察されるが、そのような「預かり証」のやり取りがなされていたのか否か、ホテル側にも確認の上、回答されたい。

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員石橋通宏君提出内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出内閣総理大臣主催「桜を見る会」の前夜に開催されていた安倍晋三後援会主催「前夜祭」に関する安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書
一から七までについて
お尋ねは、安倍内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月七日

有田 芳生
参議院議長 山東 昭子殿

「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書
内閣総理大臣夫人の安倍昭恵さんは「私人」ですが、総理の「公務の遂行を補助する」役割もあるとの答弁がありました。そこで伺います。

一 安倍総理夫人には経済産業省や外務省などから支援する職員が派遣されてきました。第二次安倍政権発足以降、どこの省庁から何人が派遣されていたのか、その人数を歴年ごとにお示しください。また、安倍総理夫人が「公務の遂行を補助する」ため行事に出席するとき、省庁

から「支援する職員」は同行するのでしょうか。同行するならば、第二次安倍政権発足からいまで、行事ごとに同行してきた「支援する職員」の人数と所属省庁をお示し下さい。

二 平成二十七年九月五日に安倍総理夫人は大阪の塚本幼稚園で講演を行なっています。このとき政府から「支援する職員」は同行しましたか。同行したならば、どこの省庁から何人だったのでしょうか。この講演は「私人」として行なつたのですか、あるいは総理の「公務の遂行を補助する」という目的があったのでしょうか。また、この講演を行うにあつて公費の支出はありましたか。

三 安倍総理夫人は、「桜を見る会」、「宮中晩餐会」、「園遊会」、「安倍総理の外国出張への同行」、「外国賓客の接遇」、「安倍総理の公務の遂行に関連する国内外の会議等への出席等」で「公務の遂行を補助する」そうです。「私人」にして「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書(第二百一回国会質問第三号)に対する答弁(内閣参質二〇一第三号)で政府は、平成二十九年に国が負担してきた安倍総理夫人の航空賃、鉄道賃及び日当は「該当なし」と答弁されました。安倍総理夫人は、この年度に「公務の遂行を補助する」ことはなかったのでしょうか。この年度に「公務の遂行を補助する」ことがあつたならば、国の負担がなかったのはなぜでしょうか。その理由をお示し下さい。

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員有田芳生君提出「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問に対する答弁書
一について

御指摘の「支援する職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安倍内閣総理大臣の夫人(以下「安倍総理夫人」という。)による安倍内閣総理大臣の公務の遂行を補助すること(以下「総理公務補助」という。)を支援する職員について、第二次安倍内閣の発足以降、各年一月一日時点において配置されていた者の採用された省庁とその人数をお示しすると、平成二十五年は外務省において採用された職員一人、平成二十六年は経済産業省(中央省庁再編以前の通商産業省を含む。以下同じ。)において採用された職員二人及び外務省において採用された職員一人、平成二十七年、平成二十八年及び平成二十九年は経済産業省において採用された職員二人及び外務省において採用された職員三人、平成三十年、平成三十一年及び令和二年は外務省において採用された職員三人であり、同年二月十七日時点は外務省において採用された職員三人である。

また、安倍総理夫人による総理公務補助に安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員が同行することはあるが、お尋ねの「行事」及び「省庁から支援する職員」の意味するところが明らかではないため、「行事ごと」に同行してきた「支援する職員」の人数と所属省庁に関するお尋ねにお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「支援する職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「講演」に際しては、当面予定されていた安倍総理夫人による総理公務補助について、安倍総理夫人、総理公務補助の依頼等を行った国の機関等との連絡調整を行うため、安倍総理夫人による総理公

務補助を支援する職員二名が同行した。これらの職員は、いずれも経済産業省で採用された職員であり、当時、内閣官房の職員として同行していた。

また、御指摘の「講演」については安倍総理夫人の私的な活動であり、安倍総理夫人に対して公費は支出されておらず、安倍総理夫人による総理公務補助を支援する職員の旅費については、安倍総理夫人からの申出により、安倍総理夫人の私的経費により負担されたものと承知している。

三について

安倍総理夫人は平成二十九年年度において総理公務補助を行ったが、その際、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第三条第四項に基づく旅費を支給していないため、御指摘の答弁書(令和二年一月三十一日内閣参質二〇一第三号)三の前段及び中段についてにおいて、平成二十九年年度は「該当なし」である旨をお答えしたところである。

マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月十日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問主意書

昨今、新型コロナウイルスに対する不安が広がっていること等により、平常時に比べるとマスク

クが手に入りづらくなっている。中には、マスクを買い占めてインターネットで正規の十倍以上の値段で転売する者もいるようである。これでは、花粉シーズン時にマスクを正規の値段で手に入れることができなくて困る者が多数出現する可能性がある。そこで、以下質問する。

一 政府は、マスクを必要としている人々が安心してマスクを手に入れることができるようにするために、マスクを国民生活安定緊急措置法に基づく指定物資に指定し標準価格を定める、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づきマスクを特定物資に指定する等の方法が考えられるが、政府の見解如何。

二 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律が制定される前は、司法警察職員はダフ屋行為に対し物価統制令を用いてダフ屋を摘発していた。同じ理屈で、司法警察職員は、マスクを正規の値段の十倍以上で転売する行為に対し、物価統制令違反で摘発することができるか。
右質問する。

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出マスクの買い占め・転売行為に対し、物価統制令、国民生活安定緊急措置法、買い占め防止法等を活用することに関する質問に対する答弁書
一について
インターネットを用いたマスクの転売事例が

散見されているものの、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)第二条第一項に規定する事態とまでは認められない現段階においては、同項の規定によりマスクを特別の調査を要する物資として指定する状況ではないと考えている。また、現在の全般的な物価動向からみて、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)第三条第一項に規定する事態とまでは認められない現段階においては、同項の規定によりマスクを特に価格の安定を図るべき物資として指定する状況ではないと考えている。

もっとも、マスクについては、中国からの輸入が停滞していること等を踏まえ、政府としては、マスクを取り扱う製造販売業者及び卸売販売業者に対し、増産を図る等の措置を講ずるよう、関係団体を通じて要請を行うとともに、マスクを取り扱う小売業者に対し、過剰な発注や買い占め等の自粛、販売量の制限等を行うよう関係団体を通じて要請を行っているところであり、引き続き、状況の変化を捉えつつ、適切に対応してまいりたい。

二について

お尋ねについては、個別の事案に即して判断されるべきものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

ケアラ―支援についての国の方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月十日

参議院議長 山東 昭子殿

牧山ひろえ

ケアラ―支援についての国の方針に関する質問主意書

我が国の介護において、介護を受ける人の身近にいて無償でケアを行っている家族等の介護者「ケアラー」の果たす役割は大きい。それにもかかわらず、ケアラーに対する支援は不十分であり、一般社団法人日本ケアラー連盟の調査によると、ケアラーの約六割は週に二十時間以上、四人に一人は五十時間以上介護に時間を費やしている。そのため約三分の人は、自分のために自由に使える時間が一日に三時間もない。またケアラーの半数以上が身体の不調を訴え、四人に一人以上が心の不調をかかえているとの調査結果も出ている。

この負担が背景となつて生じた、介護殺人、介護自殺、介護心中、高齢者虐待等は、枚挙にいとまがなく、今や社会問題とさえなっている。

以上の状況を前提に以下、質問する。

一 介護保険は「介護の社会化」をその目的の一つとして導入された。しかし、介護保険サービスが家族介護者の負担を軽減する効果は現状では限定的と言わざるを得ない。現状では、公的な介護保険サービスの不十分さのために、多くの介護家族が自身の健康や就業を犠牲にしながら、介護を継続せざるを得ない。

このような状況を抜本的に改善するためには、家族介護を代替するサービスが、家庭の外側に十分整備されなければならないと考え、この認識に対する政府の見解を明らかにされたい。

二 ケアラ―支援の必要性は国際的にも共有されており、支援の必要性に対応するために、ケアラ―支援の先進国といわれるイギリスやオーストラリアだけでなく、アメリカ、ドイツ、北欧諸国、台湾などでも、ケアラ―支援の法律が施行されている。

このような国際的な趨勢や、日本におけるケアラーの状況に鑑み、ケアラーの権利の擁護や強化を明文化することの必要性について、政府はどのように考えているか。

三 ケアによって仕事を辞めざるを得なかったり、社会とのかかわりが減り、社会的・心理的孤立を深めているケアラーも少なくない。解決の前提として、ケアラー及び家族介護の実態を把握する公的な全国調査を実施すべきではないか。

四 今後、ケアラー関係の施策を実施する場合、ケアラーの実態と希望に即したものにすため、制度設計の立案過程へのケアラー自身の参加を積極的に進めるべきと考えるが、政府の見解は如何か。

五 現在のケアラーを取り巻く問題の根幹として、多様なケアラーへの支援の必要性についての社会の理解が不十分なのではないかと思われる。

1 ケアラー支援の必要性についての理解と周知は十分であると、政府は認識しているか。

2 ケアラー支援についての地域や職場の理解、行政や専門職の理解を深め、支え合う地域社会の再構築のために、より充実した周知や広報を展開すべきと考えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援についての国の方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援についての国の方針に関する質問に対する答弁書

一について

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されたものであり、介護を必要とする者に必要なサービスが提供されるよう、市町村が地域の実情を調査した上で作成する介護保険事業計画に基づき、介護サービス基盤の確保に取り組んでいる。

二及び五について

政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第三項第二号の規定に基づき地域支援事業として市町村が行う家族介護者を対象とした介護知識及び技術の研修、介護者同士の交流会の開催等への支援を行っている。また、家族介護者に対する支援のためのマニュアル等を作成し、広く配布することにより、市町村や地域包括支援センターにおける家族介護者に対する支援の充実等に取り組んでいるほか、家族介護者の仕事と介護の両立に資する制度である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に基づく介護休業制度等の普及を推進している。これらの取組の周知を通じて家族介護者に対する支援の必要性についての理解の促進を図っていくことが重要であると考えており、地域や職場等における幅広い周知及び広報に努めてまいりたい。

三について

お尋ねの「ケアラー及び家族介護の実態」については、これまでも国民生活基礎調査等の調査等を通じて把握してきたところであり、今後必要に応じてその実態の把握に努めてまいりたい。

四について

介護保険制度について議論を行う社会保障審議会介護保険部会においては、設置当初から、高齢者本人やその家族の団体の代表者が委員として参画しているところである。

ケアラー支援に関する具体的施策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月十二日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

ケアラー支援に関する具体的施策に関する質問主意書

家族等の介護者であるケアラーはケアをすることにより、当たり前の社会生活から遠ざかる傾向がある。また、心身の健康を害したり、社会的孤立に陥ることも多い。

一 ケアラーが幸せでなければ、介護される人も幸せになれないのは自明の理である。従って、ケアラー支援の目指すべき目的として、ケアラーと介護される人が、ともに尊厳や健康を守り、介護があつても、自分の仕事や人生、QOLを保った生活をあきらめなくて済む社会を実現すべきと考えるが、この点に対する政府の見解を問う。

二 日本の介護保険は要介護者本人の自立支援を目的としている。地域包括ケアシステムの主体に介護者が位置づけられたとはいえず、家族介護支援事業は地域支援事業の任意事業の一つに過ぎず、全国一律の家族介護支援事業を行わず保険者にその実施は任されている。

1 介護者支援関連施策の予算額の近年の推移

について、国及び自治体それぞれについて示されたい。

2 自治体における家族介護支援事業の実施状況を明らかにされたい。

三 ケアラーの中には、相談相手がおらず、客観的に見ると、本人の心身の健康状態に問題があつたり、経済的にも厳しく支援が必要な状態であるにもかかわらず、本人がそれに気づいていない場合がある。

1 ケアラーへの支援が必要な状況になつたとき、現状の相談受け入れ窓口はどうなっているのか。

2 社会的に孤立し、支援が必要な状況にもかかわらず、社会的に不可視化してしまい隠れ要支援者となつたケアラーに対しては、アウトリーチ的なアプローチも必要と考えるが、そのための具体的な施策について政府の見解を伺う。

四 ケアラーが抱える問題は、情報不足に由来するケースも多い。現在は誰もがケアラーになる可能性がある社会状況であることを踏まえると、ケアラーに対する有用な情報や知識の提供及び将来ケアラーになるかもしれない人たちに對する必要な予備知識の提供の双方を充実させていく必要性は高いと考えるが、この件に関する政府の見解を伺う。

五 ケアラーからは、介護の場から一時的に、安心して離れることのできるサービスへの要請が強い。また、この要請に応えるため、介護家族の介護負担疲れを軽減するレスパイトサービスの充実を図るべきであり、少なくとも、現状での介護家族が現行のレスパイトサービスをより利用しやすいよう柔軟な提供に努めるべきと考えるが、政府の見解を伺う。

六 公的な介護サービスを受ける際の重い自己負

担当が払えないために、介護保険を利用したくとも利用できない層が、家族介護者となっている可能性が考えられる。このようなケースについては、どのような支援を想定しているか。
右質問する。

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラ―支援に関する具体的施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラ―支援に関する具体的施策に関する質問に対する
答弁書

一について

政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第三項第二号の規定に基づき地域支援事業として市町村が行う家族介護者を対象とした介護知識及び技術の研修、介護者同士の交流会の開催等への支援を行っている。

二について

政府においては、毎年度の予算において、介護保険法第百十五条の四十五第三項第二号に規定する事業（以下「家族介護支援事業」という。）を含む同項各号に規定する事業に係る予算については、同条第二項第一号から第三号までに規定する事業に係る予算と一体的に計上しており、その予算額については、例えば、過去三年間の推移は、平成二十九年年度が約五百六十一億円、平成三十年度が約五百七十四億円、令和元年度が約六百八十五億円となっている。なお、政府としては、市町村における家族介護支援事業に係る予算額は把握していない。また、家族

介護支援事業を実施している市町村数は、平成二十九年に厚生労働省が実施した介護保険事務調査によると、同年四月一日時点において千五百九十三となっている。

三について

家族介護者に対する支援については、各市町村に設置された地域包括支援センターにおいて、家族介護者に対する相談支援を行うとともに、近隣住民からの情報収集や高齢者世帯への戸別訪問等により、高齢者や家族の状況等の実態把握に努めている。

四について

政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、介護保険法第百十五条の四十五第三項第二号の規定に基づき地域支援事業として市町村が行う家族介護者を対象とした介護知識及び技術の研修、介護者同士の交流会の開催等への支援を行っている。また、家族介護者に対する支援のためのマニュアル等を作成し、広く配布することにより、市町村や地域包括支援センターにおける家族介護者に対する支援の充実等に取り組んでいるほか、家族介護者の仕事と介護の両立に資する制度である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に基づく介護休業制度等の普及を推進している。これらの取組について、地域や職場等における幅広い周知及び広報に努めてまいりたい。

五について

政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、家族介護者の負担軽減の観点からも有効であると考えられる通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの充実に向けてまいりたい。

六について
介護保険制度においては、高額介護サービス

費による介護サービスの利用者負担の軽減や社会保険と税の一体改革における介護の保険料の負担の軽減等により、低所得世帯の負担が過重なものとならないよう、一定の配慮を行っている。

仕事と介護の両立に関しての企業側の条件整備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月十三日

参議院議長 山東 昭子殿
牧山ひろえ

仕事と介護の両立に関しての企業側の条件整備に関する質問主意書
総務省の「平成二十九年就業構造基本調査」によると、介護をしている被雇用者の九割は雇用形態を問わず介護休業制度を利用していない。

これらの介護休業制度を利用せずに、仕事と介護の両立を断念して辞職する者も多い。その背景として、仕事との関わり、所属している企業の対応が大きな影響を及ぼしていると考ええる。

一 厚生労働省の「平成二十四年度 仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（以下「当該報告書」という。）によると元正社員の介護離職者が介護休業制度を利用しなかった理由として、「介護休業制度を利用しにくい雰囲気があるため」という回答が十八％となっている。また、日本総合研究所が平成二十九年に実施したアンケートでは、「仕事と介護の両立に必要だと感じる」という問いに対し、「介護する家族に寛容な職場の風土・上司や経営者の意識改革」との回答が五十四・一％に上っている。現状が「介護する家族に寛容」でなく、「上司や経営者の意識改革」が不十分であ

るため、介護休業の取得率が低いことを示唆している。

このような職場の空気や暗黙のルールへの対策として、政府はどのようなことを考えているか。

二 長時間労働が恒常化する職場では、早く帰りにくいという暗黙のルールが生じる場合も考え得る。業務効率化を進めて労働時間を短縮しなければ、介護をしている正社員が介護休業制度を利用しにくい雰囲気は変わらないのではと懸念するが、長時間労働と介護休業の取得率との関係に対する政府の認識如何。

三 当該報告書によると、元正社員の介護離職者が介護休業制度を利用しなかった理由として、「自分の仕事を代わってくれる人がいないため」という回答が二十・八％となっている。また、介護している正社員の具体的な不安感として、「自分の仕事を代わってくれる人がいないこと」との回答が四十二・五％にも上っている。

この点への対応策として、政府はどのようなことを考えているか。

四 前記一及び三のような被雇用者の声は、介護休業制度を利用する前提条件が充たされていないことを示している。

一 介護離職者ゼロを達成するためには介護休業制度の利用促進に向けた企業の協力が重要であり、企業へのインセンティブの設定などを積極的に行うべきと考えるが、政府の見解如何。

二 仕事と介護の両立について、その計画や進捗状況等企業の取り組み状況を見える化することは、求職者にとって企業選びの重要な指標となるだけでなく、介護休業制度の利用を促すことにも繋がると考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

令和二年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山 東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出仕事と介護の両立に關しての企業側の条件整備に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出仕事と介護の
両立に關しての企業側の条件整備に關する
質問に對する答弁書

一について

政府としては、労働者が仕事と介護を両立できる職場環境の整備のために、介護休業制度を含む仕事と介護の両立に資する制度の周知及び定着を図るとともに、企業における仕事と介護の両立支援に関して具体的に取組むべき事項を示した「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、労働者の円滑な介護休業等の取得及び職場復帰に取り組む事業主への助成金の支給等に取り組んでいる。

二について

お尋ねの「長時間労働と介護休業の取得率との関係」については、「介護休業制度を利用しにくい雰囲気」には様々な要因が影響すると考えられることから、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、介護を行う労働者が介護休業制度を含む仕事と介護の両立に資する制度を利用しながら働き続けるためには、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得の促進等全ての労働者が働きやすい職場環境の整備が重要であると考えている。

三について

政府としては、労働者が仕事と介護を両立できる職場環境の整備のために、個々の労働者が行う介護の状況に応じた働き方の調整や業務の見直し等個々の労働者が円滑に介護休業等を取

得し、職場復帰することを支援する「介護支援プラン」を事業主が策定しやすくするための「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の周知や、「介護支援プラン」に基づき労働者の円滑な介護休業等の取得及び職場復帰に取り組む事業主への助成金の支給等の施策を講じている。

四の1について

政府としては、労働者の円滑な介護休業等の取得及び職場復帰に取り組む事業主への助成金の支給等を通じて、企業における労働者が仕事と介護を両立できる職場環境の整備を促進している。

四の2について

御指摘の「仕事と介護の両立について、その計画や進捗状況等企業の取り組み状況を見える化」することは重要であると考えており、政府としては、ポータルサイト「両立支援のひろば」における労働者が仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組む企業の事例の紹介や、仕事と介護の両立に関する取組を同ポータルサイトに掲載した企業が利用できるシンボルマークの普及を促進している。

ねんきん定期便に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十三日

塩村あやか

参議院議長 山東 昭子殿

ねんきん定期便に関する再質問主意書

私が提出した「ねんきん定期便に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第三号。以下「前回質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二〇一第三号。以下「前回答弁書」という。)に疑義が

あるため、以下質問する。

一 前回答弁書の「三について」で、政府は御指摘の「未送達」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」と答弁しているが、この「未送達」という言葉は、令和元年十二月十三日に厚生労働省にねんきん定期便について説明を求めた際に、厚生労働省の年金局事業企画課の担当者が説明の際に使った言葉であり、厚生労働省のホームページでも使用されている。そもそも厚生労働省が使っている言葉について、「具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」とはどういう意味か。

厚生労働省が説明の際に使う「未送達」の具体的に意味するところを明らかにされたい。

二 前回答弁書の「三について」で、政府は

きん定期便が届いていない被保険者の総数については、把握していない。」と答弁しているが、年金保険料を払っているにもかかわらず、ねんきん定期便が届いていない方がいることを把握しながら、その総数を把握していないのは、被保険者に対して責任を果たしているといえるのか。政府の見解を示されたい。

三 前回答弁書の「四について」で、政府は「ねん

きん定期便が返送される理由については、個別の事案によって様々である」と答弁しているが、「様々な理由には具体的にどのような理由があるのか、明らかにされたい」。

また、返送される理由について、一般的な理由を答弁いただいているが、前回質問主意書で書いたような「転居も転職もしていない人」については、どのような理由で返送されたと考えているのか。

四 前回答弁書の「五について」に関して、「ねんきん定期便を改めて作成し、変更後の住所等に送付」した件数について、年度ごとに明らかにされたい。

五 前回答弁書の「六について」に関して、「同じ

住所に送付し続けることは、個人情報保護等の観点から慎重であるべき」ことは理解するが、前回質問主意書で書いたように、「転居も転職もしていない人」にねんきん定期便が届いていない現状を考えると、返送されてからも複数回、少なくとも、もう一回は同じ住所に送るべき、または、その他の方法で確認すべきだと考えるが如何か。

また、被保険者からの相談の機会等を通じて、返送された原因を個別に確認することであるが、相談の機会を得られない被保険者もいると考えられる。そのような被保険者に対して確実にねんきん定期便を届けるために、政府としてどのように対応していくのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

令和二年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ねんきん定期便に関する再質問に対する答弁書について

お尋ねの「未送達」という用語については、厚生労働省としては、基本的に「送付したが返送された」という趣旨で使用しているが、先の答弁書（令和二年二月十日内閣参質二〇一第三三三号。以下「前回答弁書」という。）三についてにおいては、お尋ねの「未送達」について、この趣旨のほか、前回答弁書五についてでお答えしたねんきん定期便の送付を停止している場合を含むねんきん定期便が届いていないことを意味することも考えられたため、「具体的に意味することろが必ずしも明らかではない」とお断りした。

上で、ねんきん定期便が届いていない被保険者の総数についてお答えしたものである。

二について
ねんきん定期便が届いていない被保険者については、前回答弁書六について述べたとおり、ねんきん定期便が届いていない被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認することにより、被保険者にねんきん定期便が確実に届くように努めているところである。また、ねんきん定期便が届いていない被保険者であっても、年金事務所等において当該被保険者が自身の年金記録を確認することができ体制を整備している。

三について
送付されたねんきん定期便が返送される理由については、前回答弁書四についてでお答えしたもののほか、例えば、被保険者が病院への入院等により、ねんきん定期便を送付している住所に長期間にわたり不在である場合が考えられるが、個別の事案によって様々であるため、一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「転居も転職もしていない人」については、どのような理由で返送されたと考えているのかについては、被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認してまいりたい。

四について
お尋ねの件数については、年度ごとの統計をとっていないため、お答えすることは困難である。なお、日本年金機構で把握している範囲では、平成三十一年一月から令和元年十二月までの間における当該件数については、約五十三万件となっている。

五について
「返送されてからも複数回、少なくとも、もう一回は同じ住所に送るべき、または、その他の方法で確認すべき」との御指摘については、

前回答弁書六についてお答えしたとおり、ねんきん定期便が返送された原因を確認できないまま同じ住所に送付し続けることは、個人情報保護等の観点から慎重であるべきものと考えているが、ねんきん定期便が届いていない被保険者に対しては、被保険者からの相談の機会等を通じて、その原因を個別に確認するとともに、より多くの方に年金事務所等に相談いただけるよう、日本年金機構とも連携を図りながら周知及び広報を工夫することにより、積極的な呼び掛けを行ってまいりたい。

支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十四日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書

「ヤングケアラー」は、「家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話などを行っており、十八歳未満の子ども」を意味する。

識者によると、この「ヤングケアラー」の増加が指摘されているが、これは、核家族化・ひとり親世帯の増加により、家庭内で誰かが介護が必要になると、子どもに直接その負担が行きやすいという世帯構造の変化を背景としていたと想定される。それだけに、今後家族のケアをする子どもや若者は増えていくと考えられる。

一 ヤングケアラーについては、介護による時間的拘束から様々な支障が生じることが指摘されている。睡眠不足や疲労からくる学業への支障、特に遅刻・早退・欠席は非常に大きな問題

で、不登校などに発展する場合も考えられる。また、精神的に不安定になったり、自由時間が少ないために、友達との交流が制約され、孤立するなど、成長していく上での課題が危惧されている。

このような状況を改善するためには、ヤングケアラーの介護負担の軽減が重要となると考えるが、ヤングケアラーの負担軽減のための措置について現在の状況を説明されたい。

二 ヤングケアラーについては、家庭内の問題で外に出すべきではないという思い込みから、潜在化しているケースが多い。彼らが、福祉や医療、教育現場でサポートをする人々の目に触れ、存在を知られることが第一に必要な。

この「見えないヤングケアラー」、「見えないが支援の必要があるヤングケアラー」をどうやって見つけていくかが課題となる。

1 この課題に対する政府の方針を示されたい。

2 未成年者を取り巻く職種のうち、「支援すべきヤングケアラー」の存在に気付くことが出来るのは、特にどの職種であると考えているのか。

3 教職員は、「支援すべきヤングケアラー」の発見に大きな期待が寄せられるが、家族のプライバシーにかかわる問題であることから、教職員もどこまで踏み込んでいいのか迷うところもある。「支援すべきヤングケアラー」の発見と支援への繋ぎが教職員の任務として期待されるところであることを明確に指針等で示すべきではないか。

三 核家族やひとり親家族が大勢を占める現代においては、頼る人もなく、相談する相手もなく、家族を支えていく責任だけを負わされることとが少なくない。「誰かに安心して相談出来ること」、「そのような話せる人に会える安全な場所を確保すること」が重要になると思われる

が、その対策として政府はどのような施策を行っているか。

四 総務省の「平成二十四年就業構造基本調査によると、介護をしている十五歳から二十九歳の若者は約十七万七千六百人に上る。ただし、これはあくまで推計値であり、また、この推計値には十四歳以下の小中学生は含まれていない。ヤングケアラーの支援を検討する上でも、ヤングケアラーの実態についての全国調査を実施すべきではないか。政府の見解を問う。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問に対する答弁書

一及び二の1について
政府としては、家族介護者を社会全体で支えることは重要であると考えており、介護や支援を必要とする者に対して、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)等に基づき、介護サービスや障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、これらのサービス等の基盤の確保に取り組んでいる。

また、厚生労働省において、平成三十年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(以下「実態調査」という)において作成された報告書を踏まえ、「要保護児童対策地域協議会におけるヤン

グケアラへの対応について(令和元年七月四日付け子家発〇七〇四第一号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を发出し、市町村等に対して、ヤングケアラの概念や実態について周知するとともに、要保護児童対策地域協議会と高齢者福祉、障害者福祉部局等の関係部署が連携を図りながら適切に対応するよう求めているところである。

さらに、現在、支援が必要な子供や家族を適切に把握するためのアセスメントツールの開発等について調査研究を実施しており、その結果等を踏まえ、関係機関と連携を図り、必要な取組を進めていくこととしている。

二の2について

御指摘の「支援すべきヤングケアラ」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、実態調査の報告書によれば、要保護児童対策地域協議会に登録されているヤングケアラとして把握している子供のうち、調査に対して回答のあった事例について、その発見者は、学校が三十九・五パーセント、保健師が十一・〇パーセント、地方自治体のケースワーカーが八・四パーセント等となっている。

二の3について

御指摘の「指針等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、「ヤングケアラへの対応について」(令和元年七月五日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)を发出し、ヤングケアラに対する必要な支援が行われるよう、各都道府県教育委員会等に対して、関係機関と連携した適切な対応を求めているところである。

三について

お尋ねについては、市町村や地域包括支援センターにおいて行われている家族介護者に対する相談支援や戸別訪問等の取組を推進しているほか、児童相談所、市町村に設置された子ども

家庭総合支援拠点、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校における相談体制等の整備を進めている。また、児童相談所相談専用ダイヤル、二十四時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口を設けているほか、都道府県、指定都市等におけるSNS等を活用した相談窓口の開設等を推進している。

四について

一及び二の1についてでお答えした実態調査は、全国の要保護児童対策地域協議会を対象とした調査である。

国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月十四日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子殿

国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問主意書
東京高検検事長黒川弘務氏の定年が国家公務員法八十一条の三により延長された。我が党は直接民主主義の採用を予定している中で、個別の検察官の定年延長の是非については国民それぞれの評価に任せることとし、これを機に一般的な公務員法の解釈について質問することとしたい。

一 いわゆる相手方の同意を要する行政行為説(公務員と国や公共団体の関係を契約関係とするのではなく、行政処分関係と解する学説をいう。以下同じ。)について

1 国家公務員法八十一条の三による定年の延長決定は、行政事件訴訟法三条二項にいう処分(いわゆる行政処分)か。

2 相手方の同意を要する行政行為説を採る場合、公務員は自らの意思のみで退職することはできないので、定年で辞めて余生を謳歌したいと思っている公務員個人にとって定年延長は不利益ともなりうる。定年延長がなされた国家公務員は、その取消を求めて人事院に対し審査請求をすることができるか。また、定年延長決定の取消や無効確認、勤務義務の不存在確認等を求めて訴訟を提起することができるか。その際、審査請求の前置は必要か。訴訟提起にあたっては、行政事件訴訟法に規定される訴訟類型のうちどの訴訟類型を使用すべきか。

3 定年延長がなされた国家公務員は、その不服を訴えるべく、人事院に対し行政措置要求をすることができるか。

4 近年、民間企業の人手不足により、採用市場において売り手が有利となる状況が続いていることから、公務員においても特に技術職において採用が困難になっており、倍率一倍を切る、募集に対しそもそも応募がないといった状況が珍しくない。ところが、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」(平成二十六年七月四日付各都道府県知事、各指定都市市長、各人事委員会委員長宛て総務省自治行政局公務員部長通達。総行公第五十九号)において「二十一年通知の趣旨が未だ必ずしも徹底されていない実態が見受けられる文言が存在するなど、労働関係法制を守ろうとしない地方自治体は少なからず、勤務条件の同意に必ずしも瑕疵がないとはいえない任用が存在することは明らかである。そうすると、相手方の同意を要する行政行為説を採用する限り、優秀な人材を逃すまいとする地方公共団体は、同意に瑕疵があったとして離職しようとする職員に対し、自らが行った行政処分について職員の同意に瑕疵がなかったと争うことが予想され、「例えば

脅迫詐欺に基づいたとき又は法定代理人の同意を得ない未成年者の意思表示であるやうな場合でも、それに対して国又は公共団体の意思表示が有った上は、行政行為は完全に有効成立し、相手方は最早取消権を対抗し得べきものではない。」(金濃部達吉「日本行政法 上巻」昭和十五年五月二十日発行)二百四十一頁)状態が擬似的に復活してしまう。勤務条件の同意に瑕疵がある場合は、その相手方の同意を要する行政行為は有効に成立せず、同意の有効性を裁判で争っている間は、当該地方公務員は当該地方公共団体に勤務する義務を有しないと考えるが、政府の見解如何。

5 政府はことあるごとに「公務員に退職の自由はなく、退職には任命権者の行政処分を必要とする」との旨の立場で答弁しているが、これは昭和二十八年四月八日最高裁判所大法廷判決の判示「人格を無視してその意思にかかわらず束縛する状態におかれるのではなく所定の手続を経れば何時でも自由意思によつてその雇傭関係を脱することもできる」を無視するものであり、公務員には退職の自由が存在すると認めるべきであると考えているが、政府の見解如何。また、同判示にいう「所定の手続」とはどのようなものがあるか例示されたい。

6 地方公務員法は、労働基準法十五条二項を除外も読み替えもしておらず、条件さえそろえば地方公務員は労働契約を一方的に解除する権利を有する。存在しない契約を解除することはできないし、私人が一方的意思表示によつて取り消せる行政処分が存在するなどという学説は算聞にして知らない。よつて、少なくとも地方公務員と地方公共団体の関係は労働契約関係であり、相手方の同意を要する行政行為説は採用できないと考えるが、政府の見解如何。また、相手方の同意を要する行

政行為説を採用するのなら、地方公務員はどのように労働基準法十五条二項で保障された権利を行使すればよいか、労働基準法百十二条の趣旨を踏まえて、その手続きを明らかにしたい。

7 そもそも、地方公務員法の立案の責任者だった角田禮次郎(角田禮次郎が地方公務員法の企画立案者であることについては、第八十回国会参議院地方行政委員会議録第四号十七頁や、第九十五回国会参議院地方行政委員会議録第四号九、十頁を参照)は、著書「地方公務員法精義」(昭和三十年十二月五日発行)の十頁にて、「地方公共団体に勤務する者とは、右の意味における各種の地方公共団体との間に私法上の雇傭契約に準ずる公法上の契約によつて、勤務を地方公共団体に提供するものをいう」と述べていることからして、地方公務員法は、地方公務員と地方公共団体の関係を契約関係であることを前提に起草されたものであることは明らかである。政府は、なぜ条文上も労働契約の存在が明らかであり、地方公務員法の企画立案者が自ら契約関係説を採っているのに、地方公務員と地方公共団体との関係において相手方の同意を要する行政行為説を採用しているのか。

二 検察庁法等について

1 国家公務員法八十一条の三によつて定年が延長された検察官の身分は検察官のままか。それとも、検察庁法二十二条により検察官としては退官していることとなるから、検察事務官となるのか。

2 法務大臣は、六十四歳以上の検察事務官に対し、検察庁法三十六条を適用して、検察官の事務を取り扱わせることができるか。

3 国家公務員法八十一条の三は「定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において」と定められている

から、国家公務員法八十一条の二第一項によつて退職するのではなく、検察庁法二十二条によつて退官する検察官には適用できないように思われるが、政府の見解如何。

4 昭和五十六年四月二十八日の衆議院内閣委員会にて、国家公務員法八十一条の三を追加する国家公務員法の一部を改正する法律案を審議する際、政府は、「検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております」と答弁している。前記二の3にて検察官にも国家公務員法八十一条の三を適用できるとする場合、これは法令解釈を変更したと理解してよいか。解釈変更があったとすれば、いつ行われたのか。

なお、本質問主意書については、答弁作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から三十日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出国家公務員法八十一条の三による検事長の定年延長等、公務員法に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、個々の学説を前提としたものであり、個々の学説について政府として見

解を述べることは差し控えているところであるため、お答えすることは差し控えたい。また、政府としては、個別具体的な事件における裁判所の判断に関するお尋ねについては、お答えすることは差し控えたい。その上で申し上げれば、一般職の国家公務員の国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の三の規定による勤務期間の延長は、人事院規則一一八(職員の定年)第八条において、勤務期間の延長を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないと規定されており、また、一般職の国家公務員の退職は、人事院規則八一―二(職員の任免)第五十一条において「任命権者は、職員から書面をもつて退職の申出があったときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。」と規定されていることから、勤務期間の延長及び退職については、これらの規定に沿った運用がなされるべきものである。

一般職の地方公務員については、勤務条件に不服がある場合には、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十六条の規定に基づき勤務条件の措置の要求を行うことができることとされているが、そのことは当該一般職の地方公務員の採用の効力に影響を及ぼすものではないと考えている。また、その採用、離職等では、地方公務員法等の規定に基づき行われるものであり、一般職の地方公務員から所属する地方公共団体に退職の申出があった場合には、特別の理由がない限り当該地方公共団体はこれを承認すべきものと考えている。

二の1について

国家公務員法第八十一条の三第一項の規定により勤務期間が延長された検察官は、引き続き、検察官の身分を有する。

二の2について

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第三十六条に規定する要件を満たす場合には、可能

である。

二の3及び4について

一般職の国家公務員の定年制度の導入等を内容とする国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号)が制定された昭和五十六年当時、検察官については、国家公務員法第八十一条の三の規定は適用されないと理解していたものと認識しているが、検察官も一般職の国家公務員であるから、本年一月、一般職の国家公務員に適用される同条の規定が適用されると解釈することとしたものである。

ネガティブ・オプション商法の現状と対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

ネガティブ・オプション商法の現状と対応に関する質問主意書

ネガティブ・オプションとは、注文がないにもかかわらず事業者が消費者に商品を送付した上で、売買契約の申込みを行ったり、事業者の言う条件の下で売買契約の成立を主張して代金を請求することをいう。「送りつけ商法」、「押しつけ販売」ともいう。

過去には、カニの送りつけ商法などのケースについて、大きな問題となった。

このような商法への対応について、以下の通り質問する。

一 法律的には、勝手に送られてきた商品の代金は、支払う必要はない。また、商品を返送する必要もない。但し、これらの商品は、すぐ捨てることはできず、保管する必要がある。

特定商取引に関する法律第五十九条の規定により、送付があった日から起算して十四日を経過する日(業者が引き取りを請求した場合には七日)までに消費者が購入の承諾をせず、かつ業者が商品の引き取りをしないときは、業者はその商品の返還を請求することができないことになっている。

しかしながら、この期間が経過する以前に送付された商品を使用してしまつと、購入の承諾をしたとみなされ、代金を支払わなければならない。また、一度代金を支払つたと承諾したとみなされ、返金させるのは非常に困難となる。業者が代金引換を併用して送付する場合などは、消費者が「家族の誰かが注文したのだろ」と誤認して支払うケースも多く見受けられる。

このような消費者の本意に基づかない購入を押しつける商取引は、消費者保護の観点から望ましくないと考える。消費者保護、安全の確保等を主務とする消費者庁として、このような商法に対する認識を明らかにされたい。

二 民法及び特定商取引に関する法律上適切とされる、このネガティブ・オプションへの対処方法は、(一)代金を支払わず、(二)期間経過前に商品を使用せず、無視するということになるが、この事実が消費者に周知されていると政府は判断しているか。

三 仮に、前記二の周知が不十分だとすれば、消費者に対する注意喚起をより積極的に行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 このようなネガティブ・オプションによる被害の状況ないし苦情及び相談等の件数について、明らかにされたい。

五 ネガティブ・オプションについては、明確な禁止規定がないと政府側から説明があったが、少なくとも、商品送付と同時に請求書を送りつけ、送りつけられた人がその商品を購入しない

旨の通知や返品をしないと、「購入の意思がある」と決めつけて代金の請求をするなどの、明確に民法及び特定商取引に関する法律の内容と異なる説明をして商品を販売しようとする業者に対しては、指導、監督も検討すべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ネガティブ・オプション商法の現状と対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ネガティブ・オプション商法の現状と対応に関する質問に対する答弁書

一 について

販売業者が売買契約に基づかないで一方的に商品を送付する商法であるいわゆるネガティブ・オプションについては、一方的に送付してきた商品について長期にわたり保管義務を課することが消費者に対して過重な負担を強いることとなつて望ましくないものであることから、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)において、商品の送付があった日から一定期間を経過するまでに、当該商品の送付を受けた者が販売業者による売買契約の申込みにつき承諾をしない等の場合には、当該販売業者が当該商品の返還を請求することができないこととすることにより、一方的に商品を送付された者の商品保管義務についてその軽減を図る規定が設けられたものと認識しており、引き続き、いわゆるネガティブ・オプションによる消費者トラブルの状況を注視していく必要があると考えている。

二及び三について

御指摘の「この事実」を含めたいわゆるネガティブ・オプションへの対応方法の周知については、消費者庁において、独立行政法人国民生活センターと連携しながら消費者に対して注意喚起を行つてきたところであるが、引き続き様々な手口によるものが見られることを踏まえ、今後とも、適時適切に消費者に対する注意喚起を行つてまいりたい。

四について

お尋ねの「ネガティブ・オプションによる被害の状況ないし苦情及び相談等の件数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆるネガティブ・オプションに関し、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに各地の消費生活センターから令和二年二月十六日まで登録された平成三十年度に受け付けた相談件数は、二千七百二十七件である。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、消費者庁において、特定商取引に関する法律に違反する疑いのある具体的事実に接した場合に、必要な調査を行い、同法に違反する事実が認められた場合には厳正に対処してまいりたい。

NHKの委託会社の職員の戸別訪問に対して、訪問先の住人の代理人が対応することを拒否していることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十七日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

NHKの委託会社の職員の戸別訪問に対して、訪問先の住人の代理人が対応すること拒否していることに関する質問主意書
放送法六十四条「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」に基づき、日本放送協会の委託会社の職員(以下「訪問員」という。)が未契約世帯・受信料未払い世帯への戸別訪問をしていることは周知の事実である。

現在、NHKから国民を守る党では、NHK受信料不払い専用のコールセンターを設置しており、特に悪質な訪問員が戸別訪問をしてきたときに、訪問先の住人から依頼を受けて、NHKから国民を守る党の地方議員などが無償で住民を代理して対応する場合がある。しかし、多くの場合、訪問員は代理での対応に拒否反応を示す。訪問先の住人に代わつて、代理人が対応することを何の理由もなく拒否するのは、如何なものか。

右を踏まえて、政府の見解を問う。

一 訪問先の住人からの依頼により、第三者が、無償で代理して訪問員に対応することは何らかの法律違反に該当するか。

二 訪問員が「代理人では対応いたしかねます」などと言つて住民の代理人との対応を拒否するのは、訪問員として適切な行動か。
なお、本質問主意書については、答弁作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。
右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出NHKの委託会社の職員が対応すること拒否していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出NHKの委託会社の職員が対応すること拒否していることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「訪問先の住人からの依頼」、「代理して訪問員に対応すること」及び「住民の代理人との対応」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、お尋ねの「法律違反に該当するか」及び「訪問員として適切な行動か」どうかについては個別の事案に応じて判断されるものと考えており、お答えすることは困難である。

政府の行政文書の保存及び開示に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十八日

参議院議長 山東 昭子殿
有田 芳生

政府の行政文書の保存及び開示に関する質問主意書

政府の行政文書の保存及び開示の現状について質問します。

一 政府が、行政文書の保存及び廃棄等に関して根拠としている法令等をお示しください。また、政府が行政文書の情報公開に関して根拠と

している法令等をお示しください。

二 たとえば、令和元年九月十六日に東京で開催された「全拉致被害者の即時一括帰国を実現せよ！国民大集会」（以下「この集会」とする）に出席した安倍総理大臣と菅官房長官は挨拶をしています。この集会における、安倍総理大臣等が挨拶するために事務方が用意した発言案（以下「挨拶文」とする）は行政文書ですか。また、両名の挨拶文を起草した省庁はどこですか。さらに、それらの挨拶文の保存年限は何年ですか。保存年限の根拠となる法令等と併せて明らかにしてください。

三 この集会における挨拶文を起草する段階で、起草書に明示された保存年限は何年となっていましたか。

四 この集会における挨拶文の起草書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」による開示の対象となる行政文書ですか。

五 安倍総理大臣及び歴代の拉致問題担当大臣は、拉致問題に関する国民集会に何度も出席して挨拶をしています。これらの集会における挨拶文の保存年限は何年になるのですか。右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員有田芳生君提出政府の行政文書の保存及び開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出政府の行政文書の保存及び開示に関する質問に対する答弁書

一について

政府においては、公文書等の管理に関する法

律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）等の関係法令の規定に基づき、公文書管理法第二条第四項に規定する行政文書の保存等の管理を行うこととされている。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）等の関係法令の規定に基づき、情報公開法第二条第二項に規定する行政文書の開示を行うこととされている。

NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報（住民票を大量に取得していることに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年二月二十八日

参議院議長 山東 昭子殿
浜田 聡

二について

御指摘の「挨拶文」については、内閣官房拉致問題対策本部事務局において起草した行政文書であり、公文書管理法第十条第一項の規定に基づく内閣官房行政文書管理規則（平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定。以下「規則」という。）第七条第四項の規定に基づき作成された内閣官房拉致問題対策本部事務局標準文書保存期間基準（平成三十年四月一日改訂）に基づき、保存期間は一年未満としている。

三について

お尋ねの保存期間は、一年未満である。

四について

御指摘の「挨拶文の起草書」については、情報公開法第二条第二項に規定する行政文書であり、情報公開法に基づく開示請求の対象となる文書である。

五について

御指摘の「国民集会」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会等が主催する国民大集会における内閣総理大臣及び拉致問題担当大臣の挨拶文の保存期間は、規則等に基づき一年未満である。

NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報（住民票を大量に取得していることに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

右を踏まえて、以下質問する。

一 協会による住民票の第三者請求は住民基本台帳法の「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」に該当するのか。該当する場合、第三者請求時に提出している資料として、「住所・氏名・契約年月日・お客様番号」だけでなく、契約書の写しや債権債務のわかるような疎明資料が必要だと考えるが、政府の見解如何。

二 協会以外の事業者には疎明資料として債務名義、督促状、債権債務のわかるもの、契約書の写し等を求めているが、協会に対しては契約書の写しすら疎明資料として求めず住民票の写しを交付することは、平等取扱の原則に反し、自治体首長の裁量権の逸脱又は濫用であり、違法であると考えるが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁案作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁を求めない。国会法七十五条二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報(住民票)を大量に取得していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出NHKが不十分な疎明資料をもって各自治体から住民の個人情報(住民票)を大量に取得していることに関する質問に対する答弁書

一の前段について

市町村長は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条の三第一項の規定に

より、住民票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写しを交付することができるとされており、また、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号。以下「省令」という。)第十条第一項後段の規定により、必要と認めるときは、当該申出をする者に対し、住民票の写しの利用の目的を証する書類(以下単に「書類」という。)の提示又は提出を求めるものとされている。

総務省としては、住民基本台帳法第十二条の三第一項の規定により市町村長が住民票の写しを交付することができるとして、従来から、都道府県を通じて、市町村に対し、日本放送協会の役員又は職員が、その法人の法令による事務を円滑に遂行するために関係者の住民票の写しを取得する場合を例示しているところである。

一の後段及び二について

住民基本台帳法第十二条の三第一項の申出を受けた市町村長が、省令第十条第一項後段の規定に基づき、どのような書類の提示又は提出を求めるかについては、個別具体の事案に即して判断するものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十八日

石川 大我

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問主意書

令和元年十月二十三日、ホテルニューオータニで内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が開催された。平成三十一年度予算額は一億七千二百万円となっているが、実際の関係経費はさらに大きくなっている可能性がある。

以下質問する。

一 ホテルニューオータニを会場として選定した理由を明らかにされたい。

二 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会で実際にかかった関係経費の総額と、総額の内訳(晩餐会運営業務費、会場に臨時に事務局を設置する経費、文化行事・案内状等)について明らかにされたい。明らかにできない場合はその理由も示されたい。

三 総額のうち「会場となるホテル関係経費」の金額とその内訳を明らかにされたい。とくに料飲費、メイン会場借上費がいくらか明らかにされたい。明らかにできない場合はその理由も示されたい。

四 ホテルニューオータニへの支払いが行われた日付を明らかにされたい。明らかにできない場合はその理由も示されたい。

右質問する。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員石川大我君提出内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石川大我君提出内閣総理大臣夫妻主催晩餐会関係経費に関する質問に対する答弁書

一について

令和元年十月二十三日に開催された内閣総理

大臣夫妻主催晩餐会(以下「晩餐会」という。)の会場については、平成三十年十一月二十日に開催された第二回天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会において、晩餐会の参列者数を外国元首・祝賀使節等九百名程度とすることが決定されたことを受け、内閣府皇位継承式典事務局において、「伝統文化の発信のための舞台スペース平成度実績…二百二十席分」を除いて、参列者約九百名の正餐が行える宴会場を有すること、二元首等を含む各国の要人をおもてなしするため、非常に高いレベルでの接客及び充実した設備・ノウハウを兼ね備えたホテルであること、「当日(十月二十三日)及び舞台セットのために前日(二十二日)が使用可能であること」及び「晩餐会の円滑な挙行及び参列者の安全確保等のため、同日(二十三日)に大きなイベントがないこと」を選定のポイントとして調査したところ、全ての項目を満たした東京都内のホテルはホテルニューオータニ東京のみであったことから、同ホテルを選定したものである。

二から四までについて

お尋ねの「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会で実際にかかった関係経費」については、大部分が精算中であり支払が完了していないため、現時点でお答えすることは困難である。

ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十九日

音喜多 駿

参議院議長 山東 昭子殿

ネット・ゲーム依存症対策に関する質問主意書

近年、ゲームに過度にのめりこむことが日常生活や社会生活に悪影響を及ぼす可能性があるととして、いわゆるゲーム依存症への対策が必要であると指摘されている。令和元年五月には、WHO（世界保健機関）においても、ゲーム障害が精神疾患の一つとして位置づけられたところである。

他方で、現在、政府を挙げてeスポーツを推進しているところであり、インターネットやオンラインゲームの利用については、過度な規制とならないよう、関係団体の意見等も踏まえて、慎重に検討すべきものと考えられる。政府においては、ネット・ゲーム依存症にいたってしまう背景等も含めた実態把握に努めるとともに、まずは家庭や学校等における対策の充実・支援を行うことが重要であると考ええる。

このような中で、現在、香川県議会において、子どものネット・ゲーム依存症対策について、子どものコンピュータゲームの利用時間の制限や、事業者に対してオンラインゲームの課金システム等についての自主規制やフィルタリングソフトウェアの活用等を求める「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（仮称）（素案）」（以下「本条例案」という。）の制定が検討されている。本条例案は、その内容が科学的根拠に基づかないのみならず、制定手続の適正の観点からも問題を抱えているものと考えている。

そこで、以下、ネット・ゲーム依存症に関する政府の取組みとともに、これに関係する本条例案についての政府の見解を問う。

一 現在、ネット・ゲーム依存症対策やオンラインゲームの課金システム、青少年保護の観点からなされるインターネット上のフィルタリングなどについて、どのような法令が国において整備されているか。

二 一般的に、条例はどのような場合に制定でき

るか。

三 条例の効力については、最高裁昭和二十九年十一月二十四日大法廷判決（刑集八巻一一号一八六六頁）が「法律の範囲内に在るかぎり原則としてその効力は当然属地的に生ずるものと解すべきである」と判示している。地方公共団体の制定する条例の効力は、原則当該地方公共団体の域内に生ずる（属地主義）と考えるが、政府の見解を示されたい。

四 地方公共団体の制定する条例の効力が当該地方公共団体の域外に生ずる場合はあるか、生ずる場合があるとすればどのような場合か、政府の見解を示されたい。

五 地方公共団体の制定する条例において、条例の効力を当該地方公共団体の域外に及ぼそうとする場合、条例の域外適用を定める明文規定は必要か、政府の見解を示されたい。

六 本条例案においては、「インターネットを利用して情報を閲覧（視聴を含む）」に供する事業又はコンピュータゲームのソフトウェアの開発、製造、提供等の事業を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、県民のネット・ゲーム依存症の予防等に配慮するとともに、県又は市町が実施する県民のネット・ゲーム依存症対策に協力するものとする。」と規定されている。当該条文により、香川県外に事務所又は事業所を有する者に対して条例の効力を及ぼすこと、すなわち「県又は市町が実施する県民のネット・ゲーム依存症対策」に協力させることは可能か、政府の見解を示されたい。

七 前記三の最高裁判決は、「本件条例は、新潟県の域内においては、この地域に来れる何人に対してもその効力を及ぼすものといわなければならない。」と判示している。これは、条例を制定した地方公共団体外に在住する者であっても、条例を制定した地方公共団体内で行った行為については条例の効力が及ぶとの趣旨である

と解される。

現在、インターネットを經由して、事業者が遠隔地からサービスを提供することが可能となった。条例を制定した地方公共団体内に事務所又は事業所を有さず、当該地方公共団体外からインターネットを經由して当該地方公共団体内に在住する者にサービスを提供する事業者に対して、当該地方公共団体の条例の効力を及ぼすことは可能か、政府の見解を示されたい。

八 本条例案は、前記一の法令に違反するものであるか。

九 日本は児童の権利に関する条約を批准しており、憲法上、その内容を守ることが求められている。本条例案は同条約第十二条「自由に自己の意見を表明する権利」、第三十一条「休息及び余暇についての児童の権利」を明確に侵害するものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

十 一般論として、地方公共団体が子どものゲーム利用時間を制限することは、児童の権利に関する条約第十二条、第三十一条に反しないか。

十一 今後、政府としてネット・ゲーム依存症対策に取り組んでいくにあたっては、まずは家庭や学校等における対策の充実や、それに対する支援が重要であり、インターネットやオンラインゲーム等の利用の規制については、関係団体等の意見も踏まえて慎重に検討する必要があるものと考えているが、政府の見解を示されたい。

十二 ネット・ゲーム依存症対策については、青少年の健全な発達育成推進の観点や、eスポーツ等の振興の観点等も総合的に考慮して、政府として必要な対策に取り組んでいくべき問題であると考ええる。政府は、地方公共団体の自主性を尊重しつつも、一部の地方公共団体の施策が現在検討されている国の施策と異なる方向性とならないよう、地方公共団体の条例案について注視するとともに、必要な助言を行っていく必

要があると考えているが、このような観点から、政府として本条例案をどのように受け止めているか。

十三 本条例案においては、「子どものスマートフォン使用等の制限」として、ネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、一日当たりの利用時間を六十分まで（学校等の休業日にあつては九十分まで）を上限とするほか、義務教育修了前の子どもについては午後九時までに、それ以外の子どもについては午後十時までに使用をやめることを基準とする」と規定しているが、かかる時間的な制限について科学的根拠の有無又は有効性について政府の見解を示されたい。

十四 一般論として、前記十三のようなゲームの時間的な制限について、科学的な根拠又は制限の有効性についての知見を政府は有しているか。

十五 地方公共団体においては、行政手続法に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）を行うことが義務付けられているわけではないが、同法第四十六条においては、地方公共団体においても、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。同法第三十九条第三項においては、パブリックコメントの期間は三十日以上でなければならないと定められており、地方公共団体におけるパブリックコメントの期間についても、同規定の趣旨を踏まえれば、三十日以上とすることが適当と考えられるが、政府の見解を示されたい。

十六 本条例案の検討に際して、パブリックコメントが実施されたが、通常は三十日間実施されているところ、当該案件については令和二年一月二十三日から二月六日までの二週間となっている。このような短期間におけるパブリックコ

メントの実施は、制度の趣旨に照らし望ましくないと考えるが、政府の見解を示されたい。

十七 本条例案に係るパブリックコメントにおいては、「意見を提出できる方」について、香川県内に住所を有する方、(本条例案)第十一条に規定する事業者に限定している。パブリックコメントはできる限り幅広い意見を募るために行われるものであることを踏まえれば、このように意見を提出できる者を限定するのは望ましくないと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員音喜多駿君提出ネット・ゲーム依存症対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員音喜多駿君提出ネット・ゲーム依存症対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「法令」としては、例えば、青少年保護の観点からなされるインターネット上のフィッシングについて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百七十八号)が整備されている。

二から五までについて

お尋ねの条例が制定できる場合については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十四条第一項において、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、同法第二条第二項の事務に関し条例を制定することができるものと規定されている。

また、お尋ねの条例の効力については、地方公共団体の条例は、原則として、当該地方公共団体の区域においてその効力を有し、当該区域内であれば、住民であるかを問わず効力を及ぼすとともに、当該区域外にある者に対して、例えば、当該区域内において条例の規定の対象となるものを所有し、又は占有するような場合には、当該地方公共団体の条例の規定が適用されることがあり得るものと解している。

六、八、九及び十二について

「本条例案」に関するお尋ねについては、地方公共団体の議会が審議する条例案に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

七について

「インターネットを経由して・・・サービスを提供する事業者」に対する「条例の効力」に関するお尋ねについては、個々の地方公共団体の条例に関し、個別具体的に判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

十について

「児童の権利に関する条約・・・に反しないか」とのお尋ねについては、「地方公共団体が子どものゲーム利用時間を制限すること」の内容等によることから、一般論としてお答えすることは困難である。

十一について

「ネット・ゲーム依存症対策」の取組に関するお尋ねについては、政府として、オンラインゲームを含むゲーム依存症に関する正しい知識の普及や、相談・支援体制の整備に取り組むとともに、関係省庁やゲームの供給を行っている企業を含む関係団体による協議の場を設け、ゲーム依存症への対策を推進しているところである。

十三及び十四について

「コンピュータゲームの利用」の「時間的な制

限」に関するお尋ねについては、政府として、ゲーム依存症の発症を防ぐためのゲーム時間の制限に係る有効性及び科学的根拠は承知していない。なお、国立病院機構久里浜医療センターが平成三十一年一月から同年三月までの間、十歳から二十九歳までを対象に実施した、「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート」の結果によれば、「ゲームを止めなければいけない時に、しばしばゲームを止められませんでしたか」という質問に「はい」と答えた割合は、ゲーム時間が長くなるに従って多くなる傾向にあると承知している。

十五から十七までについて

「地方公共団体におけるパブリックコメント」に関するお尋ねについては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第四十六条の規定を踏まえ、各地方公共団体において、それぞれの地域の実情等を踏まえて適切な措置が講じられるべきものと考えており、個々の事案について、政府としてお答えすることは差し控えたい。

〃

ソ連国内法によつて有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年二月十九日

参議院議長 山東 昭子殿
那谷屋正義

ソ連国内法によつて有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問主意書
私が提出した「ソ連国内法によつて有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第一七号)に対する答弁書(内閣参質二〇一第一七号)は、具体的な内容に乏しく、質問の求める回答になっていないため、以下質問する。

ソ連において有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者及びその遺族は、戦後七十五年になる現在も正確な情報を得られず、死亡時の情報が間違っている例も少なくない。遺族の中には現在も戸籍記載事項の訂正に取り組んでいる遺族もおられる。この問題はほとんど知られないままに、長い時間が経過しているが、個別の情報提供と併行して、全体像を明らかにし、問題点を整理して示すことは、戦後強制抑留者特別措置法十三条が規定する実態解明の課題のひとつでもある。有期刑・死刑に処せられた日本人抑留者の数すら明らかにできないというのは怠慢との批判を免れない。

ロシア連邦との平和条約締結に向けての外交交渉とともに、戦後強制抑留問題の処理を遺族・国民が納得できる形で遂行するのが政府の使命であると考え。誠実かつ正確な答弁を求める。

一 第二次大戦後、ソ連の国内法によつて処罰され、有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者の方々について、政府はどのように認識しているか。

二 ロシア連邦政府から提供された抑留中死亡者に関する資料の中には、判決日や判決内容等の裁判に関する情報が何人分記載されているか。

三 ロシア連邦政府から提供された抑留中死亡者に関する資料の中には、「名誉回復」の年月日は何人分記載されているか。

四 ロシア連邦政府から提供された抑留中死亡者に関する資料により判決日や判決内容等の裁判に関する情報や「名誉回復」に関する情報を入手した後、政府はそれらの情報を、抑留中死亡者の遺族や元受刑者及びその遺族らに伝達したか。実際に判決日や判決内容等又は「名誉回復」についての伝達を受けた遺族や元受刑者は何人か。

五 駐日ソ連大使館で「名誉回復証」が遺族に手交された際には、日本政府職員も立ち合っている。政府が承知している限りで、ソ連・ロシア

連邦政府から発行された「名誉回復証」は何人分か。

六 ソ連において訴追され、判決を受けて、のちに「名誉回復」されている方々の場合は、その容疑事実が「冤罪」であり、訴追・投獄は重大な「人権侵害」であったと考えられるが、政府はどのように認識していないのか。

七 処刑されたり、獄中で病死した抑留者の遺族や帰還した元受刑者及びその家族らは、そのことによる差別や偏見に戦後苦しんでこられたと聞く。いわゆる「シベリア三重苦」(寒さと飢えと重労働)を超える、ソ連の国家犯罪と人権侵害の被害者であったが、これらの被害者・遺族に対して、政府としてどのような支援や援護を行ってきたか。具体的に説明されたい。

八 ソ連・ロシア連邦政府が行った「名誉回復証」の発行は元受刑者及びその遺族に対して直接行われたものだが、これらの手続きに関して、ソ連・ロシア連邦政府から日本政府に対する説明はあったのか。日本政府に対し、ソ連・ロシア連邦政府からこの件に関して公式に謝罪の意が表明されたか。謝罪の意が表明されたのであれば、いつ、どのように行われたか。

九 ソ連において訴追され、判決を受けて、のちに「名誉回復」された戦後強制抑留者の方々に對するいわれなき差別や偏見をなくすためにも、日本政府としても国内向けにそのつど告知・広報すべき責務があったはずだが、そうした措置は取られたか。

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員那谷屋正義君提出ソ連国内法によって有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員那谷屋正義君提出ソ連国内法によって有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者に関する再質問に対する答弁書

一及び六について

お尋ねの「ソ連の国内法によって訴追され、有期刑・死刑に処せられた戦後強制抑留者の方々」及び「ソ連において訴追され、判決を受けて、のちに「名誉回復」されている方々」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、いわゆるシベリア抑留は、人道問題であるのみならず、当時の国際法に照らしても問題のある行為であったと認識している。

二及び三について

お尋ねについては、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難であるが、ロシア連邦政府等から提供された抑留中死亡者に関する資料のうち、裁判記録として取得しているものは、令和二年一月末時点で、四百五十五人分である。

四について

お尋ねの「元受刑者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、判決日や判決内容等の裁判に関する情報や「名誉回復」の年月日が記載されている資料を含め、ロシア連邦政府等から抑留中死亡者に関する資料の提供を受け、当該資料と同省が保管する人事関係資料等との照合等により、抑留中死亡者の身元特定を行い、抑留中死亡者の遺族が判明した際にはその遺族に対して同国政府等から得られた情報をお知らせしてきている。後段のお尋ねについては、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「名誉回復証」の具体的に意味すると

ころが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「ソ連の国家犯罪と人権侵害の被害者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、抑留中死亡者の身元特定を行い、抑留中死亡者の遺族が判明した際にはその遺族に対してロシア連邦政府等から得られた情報をお知らせする等、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号。以下「法」という。)第十三条第一項に規定する強制抑留の実態調査等に係る取組等を行ってきたところである。

八について

お尋ねの「名誉回復証」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いわゆるシベリア抑留については、平成五年に來日したエリツィン・ロシア連邦大統領(当時)から、「ロシア政府、国民を代表して、この非人間的な行為に対して謝罪の意を表明する」との発言があったところである。

九について

お尋ねの「ソ連において訴追され、判決を受けて、のちに「名誉回復」された戦後強制抑留者の方々」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、法第十三条第一項の規定に基づき策定した「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(平成二十三年八月五日閣議決定)に基づき、戦後強制抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を行ってきたところである。

〔参照〕
二月十七日議長において、左のとおり議席を変更した。

二二七	大門実紀史君
二二八	山添 拓君
二三六	田村 智子君
二三七	倉林 明子君
二四四	紙 智子君
二四五	井上 哲士君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二四二円 本体 二〇四円